

目 次

第 1 号 12月10日（金曜日）

令和3年第4回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
令和3年度所管事務調査報告	9
休会の件	10
散会	10

第 2 号 12月15日（水曜日）

令和3年第4回下郷町議会定例会会議録（第2号）	11
議事日程第2号	12
開議	13
一般質問	13
玉川邦夫君	13
星 輝夫君	22
星 昌彦君	27
小椋淑孝君	31
湯田純朗君	35
山名田久美子君	42
星 和志君	50
日程の追加	56
休会の件	56
散会	56

第 3 号 12月17日（金曜日）

令和3年第4回下郷町議会定例会会議録（第3号）	59
議事日程第3号	60
開議	61
議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第3号））	61
議案第53号 教育委員会委員の任命について	65
議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	65
議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する	

	条例の一部を改正する条例の設定について……………	6 6
議案第 5 6 号	福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定について……………	6 9
議案第 5 7 号	令和 3 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号）……………	7 0
議案第 5 8 号	令和 3 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	7 0
	日程の追加……………	8 2
	町長提案理由の説明……………	8 2
議案第 5 9 号	令和 3 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）……………	8 3
	閉会……………	8 4

令和3年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和3年12月10日			
本会議の会期	令和3年12月10日から12月17日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和3年12月10日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和3年12月10日	午前10時39分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	総合政策課長 玉川武之	税務課長兼会計管理者 荒井康貴
	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸	建設課長 猪股朋弘
	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 大竹浩二	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和3年12月10日（金）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 佐藤 勤

4番 山名田 久美子

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 令和3年度所管事務調査報告

（1）総務文教常任委員会

（2）産業厚生常任委員会

日程第 5 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡を申し上げます。本日の会議傍聴について、下郷町議会傍聴規則第7条第1項第4号及び第9条の規定により、報道機関の皆さんに対し、撮影等を許可しておりますので、ご了承願います。

また、今定例会の説明のため出席を求めました総務課長、室井哲君が所用のため本日の会議を欠席しておりますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職、氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

次に、感謝状の伝達を行います。去る10月5日付で佐藤盛雄君が町議会議員として35年以上在職し、総務大臣感謝状表彰の荣誉に浴されました。誠にありがとうございます。

この場をお借りいたしまして、議長より感謝状の伝達をさせていただきます。議長、演壇の前までお進み願います。7番、佐藤盛雄君、演壇の前までお進みください。

○議長（小玉智和君） 感謝状。

福島県下郷町、佐藤盛雄殿。

あなたは、35年以上の長きにわたり、町議会議員として地方自治の振興、発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされました功績は誠に顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

令和3年10月5日、総務大臣、金子恭之。代読。

おめでとうございます。

(感謝状伝達、拍手)

○議会事務局長（室井節夫君） それでは、佐藤盛雄君よりご挨拶をお願いいたします。

○7番（佐藤盛雄君） 一言謹んでご挨拶を申し上げます。

ただいまは、議員在職35年以上による総務大臣感謝状表彰の荣誉に浴し、議長より贈呈されました。身に余る光栄に存じます。ここに厚く御礼申し上げます。

全国町村議員では19名、福島県ではただ1人の受賞で、この荣誉は私を温かく見守っていただいた支持者、先輩議員、さらには同僚議員の皆様、そして歴代の町長さんはじ

め町職員の皆様方の日頃からの温かいご指導、叱咤激励、ご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

昭和61年11月の補欠選挙で34歳で初当選以来、10期目35年になりました。初当選当時の思い出は、国鉄民営化後の新生会津鉄道の開業から始まり、念願だった平成20年の国道289号甲子道路の開通は特に思い出があります。また、少子化対策で桜木元町長に子宝祝金の創設を訴えて、難産の末成立したことなど、数え切れない多くの思い出が去来してまいります。

結びに、今までの議員生活の経験を生かし、さらに研さんを重ね、より一層光り輝く下郷町づくりのため、そして議会発展のために身を挺して頑張る所存でございます。今後とも温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（室井節夫君） 以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番、佐藤勤君及び4番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第4回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、議案7件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

初めに、佐藤盛雄議員におかれましては、35年以上の長きにわたり町議会議員として地方自治の振興、発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされました。そのご功績が認められ、総務大臣感謝状を受けられましたこと、誠におめでとうございます。これまでの多大なご功績とご苦勞に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、今後ともその豊かな経験を基に、町勢発展、進展のため、なお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、このたびの任期満了に伴う町長選挙において、町民の皆様から負託をいただき、引き続き3期目の町政運営を担うこととなりました。皆様から寄せられた期待と責任の重さに、これまで以上に身の引き締まる思いであります。決意を新たに、さらなる町勢進展に向け、全身全霊で取り組んでまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

3期目の就任に当たり、これまでの各種施策の検証を踏まえ、町民の皆様とお約束をしました「よりそう行政 挑戦する下郷」を念頭に、町づくりを一步一步着実に進めてまいり所存であります。私たちには、先人が築き、愛し、守り育ててきた美しい自然や歴史、文化、伝統がございます。これらを受け継ぎ、新たな価値を加えながら、将来を担う世代につないでまいらなければなりません。少子高齢化、人口減少、過疎化など、地域力の低下が懸念される今、常に町民の皆様寄り添った行政を心がけ、住んでいることに誇りを持てる町づくりを進めてまいり所存の覚悟であります。安心して子育てができる環境、働くことができる環境、高齢者が生きがいを感じられる環境を整え、皆様お一人お一人が幸せな暮らしを実感できる町づくりを進めてまいります。そして、新しい時代に即した協働の町づくりを推進してまいります。全国に誇れる町づくりのため、粉骨砕身、情熱と誠意を持って町政運営に臨んでまいりますので、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、新型コロナウイルス感染症であります。国内の新規感染者数は低い水準で推移しており、行動制限の緩和など、社会経済活動の再開に向け、動き出しております。日本銀行福島支店が11月12日に公表した10月の福島県金融経済概況によりますと、県内景気は新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響から持ち直しの動きが鈍化しているとし、9か月連続で総括判断を据え置いたものとなっております。一方、需要項目別の動向では、個人消費について、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい外食や旅行等のサービス消費を中心に持ち直しの動きが見られていると11か月ぶりに上方修正をし、県内主要観光施設や宿泊施設への入り込みは、新型コロナウイルス感染症による影響の緩和や自治体の経済対策の効果から持ち直しの動きが見られていると分析をしております。感染状況が落ち着きを見せる中、政府は11月19日にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定いたしました。その対策は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保の4分野で構成され、財政支出55兆7,000億円、事業規模78兆9,000億円となるものであります。

また、福島県が11月24日に発表した12月補正予算の案の概要は、新型コロナウイルス感染症対策や震災、原子力災害からの復興に向けた取組など、総額283億8,700万円となるものであります。新型コロナウイルス感染症対策では、今後の感染拡大に備えた入院病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者への支援体制のさらなる強化、ふくしま感染防止対策認定店対象のプレミアムつき電子食事券の追加販売、米価下落の影響を受けている稲作農家への種子購入支援など、その所要額156億1,824万4,000円を計上したものとなっております。

本町におきましても、今補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として新型コロナウイルスワクチンの3回目接種、新しい農の販路開拓支援事業の追加販売、米価下落の影響を受けている稲作農家への支援、地域振興プレミアム商品券の追加発行など、その所要額を計上いたしました。今後とも国、県の動向を注視し、感染防止対策、そして地域経済対策にしっかりと取り組んでまいります。新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染拡大が懸念される中、皆様方におかれましては感染を再拡大させないためにも、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いを申し上げます。

最後になりますが、去る10月20日、介護予防を積極的に推進している個人、団体を表彰する令和3年度介護予防推進活動知事賞を沼尾区が受賞されました。沼尾区では、住み慣れた地区で生活し、介護予防を図る目的で、平成31年度から区民全員で支え合い活動に取り組みされており、今回の受賞は区民全員が参加する体制を確立し、区民による生活支援や介護予防活動を展開してきたことが評価されたものであります。また、11月14日から21日にかけて、未来創生ふるさとまちづくり支援事業を活用し、倉村芸術祭を地域が主体となり、倉集会所を会場に開催されました。さらに、第20回ふくしまふるさとCM大賞では、江川小学校の皆さんが制作した「来てけろ下郷」が見事大賞、そして視聴者賞を獲得されました。この作品は、江川小学校の5、6年生がコロナ禍で減少した観光客数の回復を願い、制作したもので、来年4月から県内で、大賞として120回、視聴者賞として30回、合わせて150回放送されることとなっております。このように町民の皆様が主体となり、町づくりが推進されますことは、町政を預かる町長として大変頼もしく、うれしい限りであります。皆様方のご協力に対し、深く敬意を表する次第であります。

次に、11月26日には町商工会青年部の方々と町商工会館において懇談を行い、貴重なご意見等を伺ってまいりました。今後とも皆様の声に真摯に耳を傾け、町民の皆様、そして議会の皆様とともに未来創生交流のまちを目指してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたします議案7件についてご説明を申し上げます。議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第3号））でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,254万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億4,965万2,000円とするものであります。国では、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から、18歳以下の子供を対象にした10万円相当の給付を行うこととしております。具体的には、

子供1人当たり5万円の現金給付を児童手当の仕組みを活用することで年内に支給を開始し、来年春に向けて子供1人当たり5万円相当のクーポン券を基本とした給付を行うものであります。本補正につきましては、子供1人当たり5万円の現金給付、子育て世帯への臨時特別給付金であります。年内の支給開始を目指し、その所要額を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年11月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第53号 教育委員会委員の任命についてでございます。現委員のうち佐藤正文氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、ご提案を申し上げます。佐藤氏は、平成28年3月16日から現在まで、本町教育行政の進展にご尽力をいただいております。人格、識見ともに本町教育委員会委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度の見直しに合わせて出産育児一時金の額が見直されるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、課税の特例等の対象区域が産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な特定復興産業集積区域に重点化されたことなどから、所要の改正を行うものであります。

議案第56号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定についてでございますが、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、特定風評被害が農林水産業及び観光業などの経営に及ぼす影響に対処するため、指定を受けて特定事業活動を行う事業者に対する課税免除の措置を講ずるため、本条例を設定するものであります。

議案第57号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,752万1,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。使用料及び手数料でございますが、農林水産業費使用料では、クラインガルテンであります。当初の見込みを上回るご利用をいただきましたことから、ラウベ使用料を172万5,000円増額するものであります。

国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では、事業費の補正に伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金を335万7,000円増額し、衛生費国庫負担金では、3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を723万2,000円計上しております。

民生費国庫補助金では、児童手当システムの改修に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金を154万円計上し、衛生費国庫補助金では、健康管理システムの改修に伴い、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金を80万6,000円計上しております。

総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,010万8,000円計上するもので、これにより既決予算と合わせ、本年度の配分額1億664万8,000円を措置することとなってまいります。

県出資金でございますが、民生費県負担金では、国庫負担金と同様、障害者自立支援給付費県負担金を167万8,000円増額し、総務費県補助金では、事業費の確定により市町村バス運行費県補助金を87万7,000円増額し、これに伴い過疎対策基金繰入金につきましても整理をし、繰入額を420万円減額しております。同じく総務費県補助金では、ICT推進市町村支援事業補助金を136万7,000円計上しております。このICT推進市町村支援事業補助金につきましては、先端的な情報通信技術を活用した住民サービスの向上や市町村の業務効率化等を支援するもので、本事業を活用し、ウェブ会議システムの導入を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

寄附金でございますが、一般寄附金につきましては株式会社TKC様より、ふるさと応援寄附金につきましては企業版ふるさと応援寄附金としてハッ橋設備株式会社様よりそれぞれご厚意をいただいたものであります。

諸収入でございますが、雑入では、交付決定に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金を87万9,000円計上し、なおこの交付金につきましては保健事業に充当することとしております。

次に、支出の主なものについてご説明を申し上げます。議会費でございますが、中央要望、行政視察などの中止に伴い、旅費、需用費合わせて205万9,000円を減額するものであります。

総務費でございますが、交通対策費では、歳入でご説明申し上げましたとおり、事業費の確定により、地方路線バス運行委託料を329万1,000円減額するものであります。

諸費では、次期福島県自治体情報セキュリティクラウドへの移行に伴い、本庁機器のシステム設定手数料148万5,000円を計上し、また歳入でご説明申し上げましたウェブ会議システムの導入に要する経費、備品購入費、電算機器保守料を合わせて273万5,000円を計上しております。

監査委員費では、行政視察などの中止に伴い、研修旅費を33万8,000円減額するものであります。

民生費でございますが、社会福祉総務費では、視察研修の中止に伴い、町民生委員協議会補助金を60万円減額し、国民年金費では、国民年金法施行規則改正に伴い、システム改修委託料を33万円増額するものであります。

老人福祉費では、事業完了に伴い、敬老祝金を12万円減額し、障害者等サービス費では、歳入でご説明申し上げましたとおり、今後の所要額を精査し、障害者自立支援給付費を671万4,000円増額するものであります。

児童福祉総務費では、事業完了に伴い、入学祝金を15万円減額し、児童措置費では、歳入でご説明申し上げました児童手当の制度改正に伴い、システム改修委託料154万円を計上しております。

衛生費でございますが、予備費では、3回目の接種に係る新型コロナウイルスワクチ

ン接種委託料を歳入と同額の723万2,000円を計上し、保健事業費では、歳入でご説明申し上げました健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係るシステム改修委託料187万円を計上しております。

農林水産業費でございますが、農業振興費では、既決事業であります新しい農の販路開拓支援事業であります。年末年始に向け、事業費56万円を追加し、本町農産物などのさらなる販路拡大を目指してまいりたいと考えております。同じく農業振興費では、下郷町稲作農家経営持続化支援金1,701万5,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要の減少などを背景とした令和3年産米の価格の下落に関し、稲作農家の生産意欲の減退を抑制し、今後も農業経営の維持、継続に意欲的に取り組む農業者等を支援するものであります。本年度営農計画書の作付面積から自家消費等の未販売分として10アールを除いた面積に応じ、10アール当たり5,000円の支援を行うため、所要の経費を計上しましたので、よろしくお願いを申し上げます。

市民農園費につきましては、クライנגルテンであります。事業完了により、工事請負費、備品購入費、合わせて57万3,000円を減額するものであります。

商工費でございますが、商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金を630万円計上しております。これは、既決事業であります第一弾、第二弾に加え、第三弾分を追加発行することにより、地域経済の循環を促してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

観光費では、事業完了により工事請負費を65万2,000円減額するものであります。

教育費でございますが、小学校費の教育振興費では、事業の中止等により夏休み子供体験ツアー事業委託料、町小学校体育連絡会補助金、教科発表出場助成金、合わせて75万2,000円を減額するものであります。

社会教育総務費は、社会教育委員研修集会の中止に伴い、研修旅費を11万1,000円減額し、また文化祭の規模縮小に伴い、文化祭実行委員会補助金を35万6,000円減額するものであります。

保健体育総務費では、スポーツ推進委員の視察研修中止に伴い、研修旅費を35万7,000円減額するものであります。

予備費につきましては、本補正に伴い収支の調整を図るものであります。

議案第58号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,585万9,000円とするものであります。今補正につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金の交付決定に伴い、歳入歳出とも所要の補正を行うものであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第4 令和3年度所管事務調査報告

- 議長（小玉智和君） 日程第4、令和3年度所管事務調査報告の件を議題といたします。
この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり各委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。
-

日程第5 休会の件

- 議長（小玉智和君） 日程第5、休会の件を議題といたします。
お諮りします。12月11日は土曜日のため、12月12日は日曜日のため、12月13日及び14日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、12月11日、12日、13日及び14日の4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は12月15日であります。
議事日程を配ります。
（資料配付）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会といたします。
ご苦労さまでした。（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月10日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和3年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和3年12月10日			
本会議の会期	令和3年12月10日から12月17日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和3年12月15日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和3年12月15日	午後3時17分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副 町 長 玉 川 一 郎	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者 荒 井 康 貴	町 民 課 長 只 浦 孝 行	健康福祉課長 弓 田 昌 彦	農 林 課 長 湯 田 英 幸
	建 設 課 長 猪 股 朋 弘	教育委員会教育長 湯 田 嘉 朗	教 育 次 長 湯 田 浩 光	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 室 井 節 夫	書 記 室 井 徳 人	書 記 芳 賀 沼 崇 正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和3年12月15日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

発言者は、演壇でのマスクを外しての発言を許可いたします。

それでは、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 改めておはようございます。議員番号6番、玉川邦夫でございます。

一般質問させていただきます。大きく2つの柱で申し上げます。1つは、町長3期目の町づくりに期待すること、大きな柱2つ目は、地域福祉事業の充実につながる土地活用についてであります。

まず大きな1番、このたびの議会は、星町長にとって3期目のスタートを切る大事な議会であると認識しております。町長には町民から寄せられた期待と責任の重さ、しっかり受け止めていただき、安心と希望の町づくりを目指していただきたいと思います。そこで、「よりそう行政 挑戦する下郷」をスローガンに、町民に公約された施策から4点質問をさせていただきます。

まず1つ目、安心、安全な町づくり、高齢者にとって強く願っているところです。その1つに、冬場の雪道の安全確保があります。私の地域では、民生委員のお骨折りで13人の方々が除雪支援事業に手を挙げてくれました。ありがたいことです。ただ、道路状況を見ますと、除雪車の入れない狭い道路が多々あって、高齢者には不便かつ不安な生活が待っています。そうした道路は町内にどのくらいあるのか、その解消に向けて町としての整備計画はどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

次に、移住、定住の促進であります。その大きな原動力が空き家バンクです。広報しもごう12月号、空き家・空き地バンクが特集されました。下郷町の魅力を発信しようとする事例を拝見して、とても感動しました。ぜひ移住された方々の知恵と行動力を拝借しながら、魅力ある町づくりに生かしていただきたいものです。その一つに、ドローンの練習場確保や講習会企画などで交流人口を増やす構想がありました。また、近所の方々に教えてもらいながらの野菜づくりや山歩きから、住み心地のよさをPRする構想もありました。定住人口や交流人口を増やそうとするこうした構想は、町長は町づくりにどう取り入れようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

3つ目は、学力向上、学習環境の整備についてであります。私は、昨年12月定例会で、公営塾、公の塾について一般質問させていただきました。そのときの町長の答弁から前向きな姿勢を感じました。そして、このたびの当選後の取材で、学力向上のための

町営塾を新設するという施策を打ち出しております。町長が掲げる挑戦する下郷の目玉と捉え、現段階で公営塾構想をどのように進めようとしているのか伺います。

次に、農林地の有効活用であります。電気柵やメッシュ柵などの鳥獣被害対策では、町は多大な予算化を図り、耕地の維持に努めてきました。しかしながら、農業従事者の減少傾向に歯止めはかからず、年々耕作放棄地が増えてきています。そうした中で、衰退していく農地を景観作物で何とか食い止めようとしている地区が出ています。そこで、奨励作物だけでなく景観作物、ヒマワリや菜の花、コスモス等の景観作物にも町単独の支援をしていただきたいと思います。地域ぐるみから町ぐるみに拡大した事業にして、観光の町にふさわしい景観条例の制定と併せて支援策を検討していただきたいと思います。町長の考えをお伺いいたします。

大きな柱2つ目です。塩生地区にある町所有の住宅造成では、暗渠排水で長年苦慮されているようです。当初は、雇用促進のための町営住宅が建つようだといった話が多く聞かれました。ところが、現在では定住促進のための建て売り住宅にしてはどうかという話も出ています。雇用促進ということを考えたとき、沢田地区にある下郷ホームが隣接しているという立地条件を生かして、入居者受入れの充実を図る施設拡張の構想も選択肢として挙げることはできないのではないかと思います。町民は、この3期目の任期中にしっかりした方向性を示してほしいと願っております。町長は、こうした構想についてどのような考えをお持ちかお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町長3期目の町づくりに期待することの①番目として、安心、安全な町づくりについてでございますが、「よりそう行政 挑戦する下郷」のスローガンの第5番目として、まちづくり人づくり、協働の推進を掲げ、住民、行政、民間の協働や地域との連携を図り、役割を分担し、明確にして、互いに協力しながら、次世代を担う人材の育成を目指しますと。寄り添う行政の一つであり、町の力は人にある。高齢化という危機に直面していますが、この壁も必ず乗り越えることができると私は思っております。

除雪作業について、町と行政区との協定を締結するなどの計画を立て、行政府との協働体制をつくる必要があると思います。冬期間の雇用促進にもつながると感じております。今年度の除雪対策路線は237路線、雪寒指定路線213本、雪寒指定以外路線8本、施設等16か所、県道委託路線等を含む除雪延長は141.9キロであり、直営として15業者、貸付け委託6社、借り上げ委託13社による27台で除雪作業を実施しております。また、幅員が狭いなどの理由により要望があるものを含む除雪困難路線については、約30路線がございます。議員おただしの除雪関係を含めた生活道路としての町道の整備については、冬期間の対応だけではなく、通常の道路使用に対しましても必要性、緊急性の高いものかつ行政区からの要望等を踏まえて考えていきたいと思っております。しかしながら、財政的な条件や拡幅する路線に関する用地の諸条件、隣接使用者の承諾、名義、抵当権の有無

などによっては、計画の延伸、見合せ、変更等の対応が必要となります。居住者の高齢化による除雪の困難については承知しているところではありますが、町道の拡幅などには相当の時間がかかると思います。したがって、このような道路除雪について、本町においては平成27年度より除雪車両の契約台数を増やすなど対策を講じていますが、各委託業者ともオペレーターや車両の確保が困難な状況となっております。そのような状況を踏まえ、今後も除雪車両の確保及び現有車両の効率的な除雪を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、②番の移住、定住の促進でございますが、全国的に人口減少、高齢化が進む現代において、町の維持、発展には移住、定住促進対策が重要な課題であります。おただしのとおり空き家バンクは、こうした課題解決の一助となる重要な施策と考えております。町の空き家バンクにつきましては、広報しもごう12月号に掲載のとおりでございますので、この場で詳細は申し上げませんが、少ないながらも物件が登録されますと短期間で契約が決まるなど、当町への移住、定住の需要は一定規模見られますので、今後も続いていくものと見込んでおります。

また、定住人口や交流人口を増やすための課題を町づくりにどう取り入れるかというおただしでございますが、下郷町創生総合戦略の中でも人の流れをつくるということで、地域の内外をつなぐキーパーソンの発掘、育成により移住、定住の強化を図ることとしており、その主軸としまして空き家対策や地域おこし協力隊の活動の充実、定着の支援を推進することにしております。町といたしましても、こうした移住者や二地域居住者は貴重な人材であるとともに、新しい風を吹き込んでくれる頼もしい存在であると認識しておりますので、その方がキャリアを生かして活躍する場を求めているのであれば、それが地域との交流の活性化や下郷町の魅力を外部へ発信する機会へつながるものと考えておりますので、丁寧に相談に乗り、関係各課で連携しながらサポートしていく所存でございます。しかしながら、一方では、騒がしい都会での暮らしをやめ、田舎でゆっくりと余生を楽しむために移住される方もいらっしゃいますので、そういった方の負担にならないよう、コミュニケーションをしっかりと取りながら対応していきたいと思っております。そのためには、まず空き家バンク登録物件を増やしていくことが急務であると感じておりますので、今後も力を入れ、取組を進めてまいります。

続いて、③番目の学力向上、学習環境の整備でございますが、「よりそう行政 挑戦する下郷」のスローガンの第1番目には、豊かな心を育む、教育文化を掲げ、町の将来を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、スポーツ、芸術、文化、歴史に親しみながら、楽しみながら学習の向上を図ることができる教育と文化の町を目指しております。私は、教育がとても大切であると感じております。教え込むより自分で考えて学べるよう、環境づくりが必要であると考えております。教育は、人材育成の面、少子化対策の面、移住、定住促進の面で重要な位置づけになると考えております。移住やUターン、Iターンをしたいという方を増やすには、教育面の充実は欠かせません。町の教育環境を魅力的にするにはどのようにしたらよいか考えることに力を入れてまいります。

今保護者から求められている一番の要望は、子供たちの学力向上であると思います。学校の活動においては、手薄になりがちな個別の学力向上に目を配り、その子に見合った最適な学習方法に導いていくことができれば、子供のやる気が変わり、自ら学ぶ学習が身につく、最終的には希望進路の目標達成という結果に表れてくるものと考えています。将来的には、自立して一生涯学び続けることができ、郷土愛にあふれた人材を育成することが本町にとって大きな政策課題であると認識しております。その対策の一つとして、子供たちの学びを応援するために学習環境の整備が必要になってくると思われま。議員おただしの公営塾についてですが、他町村を見ますと、地方創生事業の一環として地域おこし協力隊として塾講師を募集している自治体もあれば、教員OBや塾講師経験者などを直接任用しているケース、あるいは民間業者に委託している事例などがございます。最近では、国見町が町内の中学生を対象として、高校受験対策や基礎学力向上などにつなげる目的で、放課後を利用した学習支援を行っている事例もございます。公営塾の構想につきましては、昨年12月定例会で答弁しましたとおり、町としても重要な政策課題であります。当町の場合は民間の学習塾もございますので、こちらとの兼ね合いも踏まえながら、その設置や運営方法について関係機関と協議し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、夏休み等の長期休業時に実施しております児童クラブにつきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校学童に対し、町内2か所の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に実施しております。現在は、保育という性格が強い事業であります。さらに学力向上の一助となるよう、事業の内容の検討を今後進めていきたいと考えております。

最後、④番、農地有効活用でございますが、議員おただしのとおり近年農地の荒廃が進んでいることについては町としても憂慮しているところでございます。このような中、数地区で多面的機能支払交付金という国の制度を活用して景観作物に取り組む組織等があることも把握しております。農地の維持、保全に資する優良な事例ですので、ほかの組織でも取り組んでもらえるよう周知等により事業を推進してまいりたいと考えております。町単独の支援につきましては、平成30年度から令和2年度までの3年間、多面的交付金を活用しない取組を対象に下郷町農業再生協議会が実施しておりましたが、しかしながら活用実績が少なかったため、令和3年度は予算化しておりませんが、新年度の予算化について検討してまいりたいと考えております。

なお、本町の美しい町並み、良好な景観を形成し、保全するため、景観計画の策定や景観条例の制定に向け、検討を進めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

次に、大きな2番目の地域福祉事業の充実につながる土地活用についてでございますが、本箇所の土質は含水比が高い粘性土であり、水はけも悪い状態であるため、令和2年度に暗渠排水管を設置し、本年度は盛土工事を行っております。今年度発注の盛土工事については、当初観音川における県工事による掘削土砂を盛土材として使用しておりましたが、途中からは掘削土砂の土質が悪く、その搬入をやめ、ほかに盛土材を求めた

結果、現在は阿賀川の土砂を利用して盛土を行っております。本年度分の工期は、令和4年3月31日となっておりますが、来年度においても盛土工事を予定しており、その後は自然転圧により地固め率を向上させ、地盤の安定を図る予定となっております。これらの土地につきましては、平成25年に購入する際には雇用促進のための住宅を建設するという目的でした。ご存じとは思いますが、ちょうどその時期は町内への企業進出が続いていた頃でありました。具体的には、レジデンスふじの郷、香精、コトブキ、ミルインターナショナルの4社があり、雇用が増える見込みがあったため、既存の民間アパートや町営住宅では対応できないだろうということで、主に独身の従業員のための雇用促進住宅を建てる目的で取得しております。これまで造成事業を進めてきておりますが、取得から8年が経過してしまいました。その間にレジデンスふじの郷では、広域消防署下郷出張所の後ろに独自に社員寮を整備しており、また他企業においても震災後の景気回復の遅れや新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用状況は大変厳しくなっております。このような状況を踏まえ、当初の目的である雇用促進住宅にこだわらず、議員おただしの特別養護老人ホーム下郷ホームの施設拡張なども含め、今後様々な利活用について検討させていただき、より具体的な活用の方向性を示していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

1つ目の除雪に関してですけれども、質問は除雪車が入れない、いわゆる狭い道結構あるかと思うのですけれども、いろんな方々がボランティア的にやってあげるよという感じでやっているのが塩生地区にもございます。その辺は、全て保険とか委託という手続をされているのかどうか。何かそういう募集あったかどうか、ちょっと私は回覧板等で見えていないので、その辺ちょっと教えてください。

それから、実は所管事務、10月末に行いました。その中で、本当に除雪ができないで、長年地区で一生懸命手作業されている方々、あるいはトラクターというとバックです。トラクターの後ろにそういった雪を運ぶのをつけてと、そういうのが各地区であるわけですけれども、ある地区ではやっと今度拡張すると。今まで本当にやれなかった、町にかなり要望はしていたと思うのですけれども、先ほどの土地の問題とか、買収も含めた、そういうことで建設課等もご苦労されたと思うのですけれども、やっとできたという。一方で、ある地区へ行くと物すごくいい道路、これは今年秋口に整備されて、大型の除雪も入ると。これは、戸数で言っては失礼ですけれども、表通りもあるのだけれども、裏通り側のほうが、奥のほうに1軒うちがあるというふうなことで、すばらしい道路を造られた。これも多分長い期間の要望だったのか、そういうふうに解釈するのですけれども、片やそういう状態。あとは、塩生の地区にもございます、あのちょっと間口を広げれば、あと中は広いのですけれども、その入り口が狭いために拡張できないで、要望で数年足踏みをしていると。こういった実態いっぱいあるのだろうと思いますけれども、

順序からいきますと、緊急自動車進入なども考えるとこの辺はどんなふうはこのプランの中で、順序というか、優先順位を決められているのか、もう一度伺いたいというふうに思います。

2つ目は、移住、定住の促進です。3人の方の経験談とか入居してよかったなどというのを見て私も本当感動したのですけれども、何といたっても移住、定住の当事者ですので、この意見をしっかり聞いて募集に活かしてもらい、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。人口を増やすために、交流人口、観光人口増やすために考えているのだというのを、ぜひ実現に向けてというのですか、しっかり考えていただいて、町づくりに活かしてほしいともう切に望んでいるところです。

それで、ドローンについては、前も質問しましたけれども、条件がいいのです、下郷なんかは、環境的には。ドローンを始めている下郷の町民いっぱいいます。そういう人たちを集めて策を練っていただけませんか。これは、ずっと私なんかにも要望結構入るのですけれども、そこにちょっとした研修場も設ければ、ドローンの練習場、それだけでも人の流れが出てくるような気がします。ドローンにこだわるわけではないのですけれども、ドローンを観光PRすることによって移住先を検討する判断材料にされているところもありますので、ぜひそこをよろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

あと地域おこし協力隊、今どういう状況だか、中間的に。4月から新たにバトンタッチされるという、3年の任期と聞いていますので、継続というのものもあるのかなというふうに思ひますけれども、そのところちょっと教えてください。私たち議員研修の中で、ある講義の中で、地域おこし協力隊、40人だったですか、30人ですか、使っている。これは、後で補足ありましたけれども、地域おこし協力隊は1つの町に5人以内という決まり全くない。何十人でも、予算が絡みますけれども、国の補助を得ながら何十人でも村おこし、地域おこしのためにお呼びして働いてもらっているという事例を見てちょっと驚きましたけれども、来年の方向性をちょっと教えてください。

3つ目、学力向上、これは前回の私の質問に対しての答弁は、人材育成のために地方創生交付金による公立塾の設置は注目を浴びているということですが、今現在地方創生交付金を使うことができるのかどうか、大変初歩的な質問ですけれども。有効活用が望まれるのだと思ひますけれども、ここ質問します。

それから、学力向上、やっぱり大きな課題だと思うのです。決して悪くはないと思ひますけれども、塾に通わせたいなという保護者、面白くなったから塾でもっと勉強したいな、学力を上げたいなという本人、やっぱりこういう小さな狭い地域、町村、自治体だからこそ公営塾というのは可能だと思うのです。国見の例が出ました。今オープンしたそうですけれども、ここでも夏休みに那須甲子で泊をつけて、子供たちにその意識を高める。意識を高めるだけで終わってしまっているのです。やっぱり夏休みが勝負、受験にとっては。部活もとっても大事です。その傍ら学習で、夏休みびっちり1週間とか10日そういう体制を組んであげる、そういうことも大事だと思ひます。当然私立の塾、1つか2つ町内にもあります。これとは十分に連携しながら、アドバイスいただきながら、当然のことだと思ひます。可能な限り早めに対策として動いていただきたい、そう

いうふうに思います。

4つ目、すみません、長くなりました。予算化を本年度中に検討、ぜひお願いいたします。景観条例というのが、私も議会に交せてもらって、5年前ですか、この話題が出て、つくるのだと。特に湯野上は観光地であるので、しっかり町の意識を高めるためにも景観条例をつくろうというような話があったのが、それ以来会議はどうなっているのか。今の話だと課題で今つくっているところだと。南会津町はつくってあります。全県的にそんなに多くございません。でも、こういう日本が誇るような大内宿も抱えた観光地であれば少し先進的に、景観条例を一步先に検討に入ってもらいたいというふうには思います。でも、景観条例あるかないかでは私はなくて、景観計画というのが欲しいのです。町長さん多分この下郷町をイメージされていると思うのです。観光は、湯野上辺りをベースにして、田園風景、美しい自然を生かすのはこの旭田地区といいますか、このかわい、あるいは商業関係も含めて。やっぱりそういう構想、ビジョンがないと、今度3つのインターチェンジができますけれども、セブンイレブンできるといいなとか、ガソリンスタンドできるといいな、町はそういうレベルで考えてはいないと思いますけれども、あそこをいかにして客落とすために景観をよくしようとか、そういうことにも少し視点を向けて、そのための景観プランを早急に出しておいて、そうすると先を見ているので、予算もつけやすくなる。こういう町の景観にするのだ。田島、南会津町を見ますと、景観は自然景観だけではないって本当にそう。観光になる史跡の景観もあります。さらには、産業の景観もある。そういうこともろもろありますけれども、私は今ヒマワリ云々というのは、やっぱり自然の中でそういった景観、草花の美しい景観をやりたいという地区が出ていますので、ぜひ町がやろうという、こういうプラン、計画があるのだから、我々も頑張るぞという、そういう形を補助金で、些少でもいいですから、補助金でやっていく、それを強く望んでおります。その辺、町長、どうお考えなのかお聞かせください。

最後になりました。地域福祉事業、いわゆる下郷ホームの近く、非常に立地要件がいいということで、そういった待っている方もいるということで、もう少し受入れ態勢、施設の定数を増やすとなると、ホームのようなのを増築するか、あるいは全く形を変えた、今話題になっているのは保育所と老人ホームが複合した施設なんていうのも出ております。あれは、放課後の子供の受入れ、学童保育もそこに週何回か移動したりと、そういった収容しているのではなくて、そういう明るい老人ホーム施設といいますか、構想を描いていただきながら、ぜひ選択肢の中に入れていただきたいというふうに思っております。質問と感想ごちゃ混ぜになりましたけれども、町長、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

非常に細かく再質問されましたので、なかなかメモを取るのも忙しかつたのですけれども、第1回目の答弁の趣旨をよく聞いていただければ分かりますが、除雪作業、要す

るに狭いところの道路の除雪を言っているのかと思いますけれども、やはり改良にはなかなか難しいところがある。ですから、私が申し上げましたとおり、地域の協力体制がなければこれはできない。町と行政区のそうした連携、そういうものを協定書を締結しながら、そういう狭いところの除雪について、協力体制の必要性からそういうものをつくって実施することが、今限られた財源の中ではそのような方法が一番よいかと思いません。また、冬期間の雇用促進にもつながると、そう感じております。

次に、道路整備でございますが、緊急性の高いところは当然全部なのです、こういう高齢化時代。ですから、その緊急性の高いところ、あるいはどうしても災害に遭って改良あるいは改修しなければならないというのが優先的になろうかと思しますので、緊急性の高い道路について全部同じだと私は考えております。ですから、その順位については我々の行政の中で、要望あるいは必要であるというところから進めていきたいという感じを持っています。

それから、移住、定住を進めていただきたいという、ドローンを活用した、あるいはいろいろなキャリアを積んでいる人が来ていらっしゃると思いますので、そうしたことについて補助事業、要するに定住に係る補助事業を考えて、庁内での推進会議でこういうものを持っている人が定住してきたと、いろいろな資格を持った人が入ってきたということになれば、公民館事業の活動やら、あるいはあらゆる行政での活用をするためのそのシステム、あるいは協力体制を持ってもらえれば必ずその人も喜んでいただけると、こう思っていますので、ぜひそういう取組をしていきたいと、こう思っております。

次に、地域おこし協力隊の増員については、今総合政策課で進めておりますので、総合政策課のほうから募集などのことを答弁させますので、よろしく申し上げます。

それから、公営塾の関係、学力向上と学習環境の整備でございますが、公営塾で地方創生交付金を活用できるかどうか、これについても総合政策課で答弁させますので、お願い申し上げます。

いずれにしても、夏休み、あるいは冬休み、春休みの児童クラブの充実、そのためには専門的な知識を持っている指導者の方がやはり必要かと思しますので、ぜひその辺の整備を進めていきたいと、こう思っております。

それから、景観条例、要するに農林地の有効活用の中で申し上げましたが、おただしの中ではそうしたものの景観条例に合わせてその支援をしていただきたいということで、これは第1回目で答弁したとおり、農業再生協議会での予算措置をすればかなうわけですから、ぜひその措置をした場合には利用いただければと、こう考えております。

それから、景観条例の制定でございますが、町の素案ができておりますので、ぜひとも素案を担当課のほうから見ていただきまして、ぜひ計画まで、素案ができていますので、計画書をつくることはできます。やはりこれ国、県の景観条例を踏まえながらつくっていかなければ何の意味もないと、こう思います。ですから、他町村の例を聞いてみますと、古家を壊す、道路にかかってしまうので、これを壊すために景観条例をつくりましたというような、そういう内容の景観条例では私は困ると思うのです。やはりしっ

かりした景観条例をつくっていくためには、あらゆる素案の検討、計画書をつくること
が必要、それから条例の制定であろうと、こう順序を踏まえてやることが大切である、
こう思っております。

最後になりましたが、地域福祉事業の充実でございますが、おただしの関係について
はよく理解しました。しかし、この土地についてはいろいろな、その当時の関係からす
ると、やはり土質改良、それから建物を建てる場合はラップル工法、要するに耐震性が
ないと駄目ですので、そうしたお金がかかると。それから、当時計画していたR C二階
建て2棟、木造二階建てあるいは木造一階建ての構想ですが、その基本計画ができてい
なかった、地質調査もしなかったという状態の中で進まなかったことが事実であります
ので、今やっていることは、土質改良をして、自然転圧をして、十分に活用できる体制
をつくっております。また、今後の見直し計画等についても職員の企画推進会議等で検
討させながら、皆様のご意見も聞きながら、内容については見直していきたいと、こう
思っておりますので、ぜひご協力ください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、補足説明。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、玉川議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊の関係でございますが、現在2名の協力隊、ご承知かと思
いますが、活動されています。お二人とも令和3年度中、いわゆる令和4年の3月までに
任期を迎えるということで、話をお伺いしておりますと、1名の方、農業支援また就農
関係の方につきましては、地元に残るといような意向を聞いております。あともう
一名の方、空き家対策関連でやっていただいた方については、今のところまだ検討中とい
うことで、具体的な話にまだなっていないといような状況でございます。2名の方が
3月で終わるといことで、以前のご質問にもいただきましたが、次年度に向けまして
今募集を開始しているところです。内容的には、県のホームページ、また町のホームペ
ージ、あとJOINというところがありまして、いわゆる移住、定住の促進機構になり
ますが、こちらのほうのホームページに載せさせていただいております。また、別な広
告事業者に対しても今進めておりまして、募集を行いたいといような中身で進めてお
ります。募集の内容につきましては、もうホームページで公開されておるとおりでござ
いしますが、6事業種につきまして募集をしております。6事業の内容につきましては、
御覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、まず文化振興関係、2つ目が観光振興
関係、3つ目が商業振興関係、4つ目が移住、定住促進関係、5つ目が有害鳥獣対策関
係、最後に伝統的建造物群保存といことで、これ文化財関係とい6業種になってお
ります。現在のところまでまだ応募のほうはございません。募集期間といのもの年内と
いう形に一度切らせていただきましたが、当然応募がなければ今後追加で再募集並び
に継続募集といことで随時募集していくような形になりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

続きまして、地方創生の交付金の関係、公営塾の関係でございますが、こちらにつき

ましては国、県のメニューもいろいろあるかと思えます。実施に当たっては、この辺をよく調査しまして、どのような部分でメニューが可能なのか検討していきたいと思えます。なお、議員おただしの地方創生の交付金も含めまして、こちらも活用をできるのかどうか検討していきたいというふうなことを考えております。

最後に、景観条例につきまして若干ございましたが、景観計画並びに景観条例につきまして、今素案という形でありますので、当課のほうでお見せすることは可能かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。景観の計画、条例につきましては、県の整備方針、景観形成に係る基準が当然ございますので、こちらに沿ったような形で素案がありますが、議員おただしの中でありましたように、県内の調査の状況を申しますと、福島、会津若松、郡山を含めた7市、あと2町ということで、こちらは南会津町と三春町が入っています。1村、大玉村ということで、今のところ59分の10町村ということで、市町村ということで、そういう状況になっておりますが、いろんな隣接の町村の状況などもまた把握しながら今後進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 再質問の中身で、移住、定住の関係について説明ちょっと不足しておりましたので、つけさせていただきます。

移住者、要するに空き家対策を利用して来ていただいた方の考えている企画、計画について支援いたします。それがドローンであれば、大川ふるさと公園を利用したドローンの講習会、あるいは農業をしたいということであればクラインガルテンの町が所有している農地を利用して活用できると。そういうことをこれから交流人口を増やすことで考えておりますので、ぜひ企画立案をしていただいて、そして提案していただくことが大切だと、実行することが大事であると思っております。定住応援プログラム、こういうものを支援していきたいと、こう思っておりますので、よろしく宣伝をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○6番（玉川邦夫君） ありません。ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れございませんね。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。再開は11時5分といたします。（午前10時53分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時05分）

次に、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。

なお、今回3つほどありまして、1つ目に、公務員の冬期間の寒冷地手当について、2つ目に、町内にある国道及び県道の整備について、3つ目に、国土調査について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、質問の前に、今回、町長さん、3期目の当選、誠におめでとうございます。

それでは、本題に入らせていただきます。1番、公務員の冬期間手当、寒冷地手当について。寒冷地手当は、北海道や青森県、新潟県などの寒い地域で冬の期間に支給される手当で、主に公務員が冬期間に必要な費用として支給されているとのことでありませう。そこで、お伺いいたしますが、寒冷地手当は町長さん、副町長さん、教育長さんなども含めた全職員が支給対象なのかそうでないのかをご答弁くださいますようよろしくお願いいたします。思うに、本町のような積雪地域、寒冷地域で暮らすのは、役場職員のみならず、町民全体の問題であると思われませう。役場職員に寒冷地手当があるならば、本町に暮らす町民にもそれ相当の援助が必要と思われませうが、いかがでしょうか。

2番、町内にある国道及び県道の整備について。国、県道の整備促進、「よりそう行政 挑戦する下郷」と選挙チラシ、はがきに記載されていましたが、これらに該当するのはどこなのか、具体的に答弁をお願いいたします。

3番目、国土調査について。国土調査については、私が平成30年12月の一般質問において、本町の全39地区の中で完了している地区は21地区であり、残り18地区が未調査との答弁がありました。令和2年度の下郷町歳入歳出決算の審査で、国土調査の一部地域にまとまらないケースがあることから、次の予定地に進めないということをお伺いいたしました。その後、改善したのかお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めませう。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の公務員の冬期間手当、寒冷地手当についてでございますが、寒冷地手当につきましては、私をはじめ、副町長、教育長、一般職の職員が支給対象となっております。議員おただしの本町に暮らす町民に対する現状の必要性につきましては、本格的な冬を迎え、燃料などの需要が高まる時期でございます。そのような中、現在世界的な原油価格の高騰は、町民の生活に大きな影響を与えるものと認識いたしております。これら対策については、今後国、県の動向を注視しながら、町民の皆様に対して効果的な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いします。

次に、大きな2点目の町内にある国道及び県道の整備でございますが、去る9月に行われた町長選におけるチラシ等に、6本の柱のうちの一つに住みやすさ追求の生活環境として、会津縦貫南道路の早期開通と国、県道の整備促進を掲げさせていただきました。このことにつきましては、現在進む会津縦貫南道路4工区、小沼崎バイパスと湯野上バイパス、さらに5工区の下郷田島バイパスにおける早期開通と町内の道路ネットワークの軸となる国道4本、118号、121号、289号、400号と、その国道などからつながる10本

の県道のうち5路線、県道高崎田島線、県道下郷会津本郷線、県道湯野上会津高田線、県道大内会津高田線、県道戸赤栄富線を中心に、現在各路線において必要としている箇所の整備促進を、ほかの自治体との同盟会や本町独自の協議会等で強く要望していくというものでございます。

次に、大きな3点目の国土調査についてでございますが、国土調査事業の進捗状況につきましては、前回のご質問以降、芦ノ原地区、枝松地区において調査を実施しておりますが、境界確定などがまとまらず、星議員のご指摘のように進んでいない状況でございます。令和2年度の下郷町歳入歳出決算監査でもご指摘がございましたが、今後当該地区での境界確定についての話し合いを進めるとともに、境界未確定の場合の事務手続など、県などの指導をいただきながら進めていく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

1番目の公務員の冬期間の寒冷地手当についてでございますけれども、ただいまの答弁の中で、町長さん、副町長さん、教育長さん、職員が対象になっていると言っていたのですけれども、国家公務員は国からの支給、また地方公務員はどこから財源拠出しているのか、自治体なのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、ただいまの答弁の中で全職員と言ったのですけれども、臨時職員並びに再任用職員、それから産休で休んでいる職員、それに病気で休んでいる休職職員、そういった人たちも該当になるのか、その内容もお知らせ願いたいと思います。

それから、期間は何月から何月まで支給対象となるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

それから、2番目の町内にある国道及び県道の整備についてでございますけれども、ただいまの答弁の中で、新たに下郷本郷線の期成同盟会をつくるみたいでございましてけれども、今現に美里町と本町で期成同盟会があります。そこで、同じ路線なのにどこが違うのか、その内容をお知らせ願いたいと思います。

また、大内入り口、あそこは期成同盟会ありません。しかし、順調に予算がつき、そして今信号機、横断歩道に向けて進んでおります。そういった観点からも、これから準備、整備していく中で、まずは土地だと思っております。ある要望で県庁に行ったときありました。町長さんも行き、我々も行きました。あのとき県の土木課の道路課長さんに言われたと思います。今から何年か前ですけれども、まず町内で土地をまとめてくださいと、土地をまとめれば早期着工、早期完成、すぐやりますと、我々のいる場で言われたのですけれども、今後整備に向けて土地が難航した場合に町長さんが自ら出向いて交渉する考えがあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、3つ目の国土調査についてでございますけれども、私が何年か前に一般質問やったときに、本当に進んでいないなど、そんなふうに思っております。それは何が

原因なのでしょうか。そこで、私が区長時代に江川、初めて国土調査入りました。あのときには、1軒1軒各世帯主から確約書を取りました。土地の増減に対しては異議申立てしません、そしてやっている最中にもいろんな問題がありました。しかし、地区の中には委員がいるのです。その人たちと協議して解決してきました。それから、その国調のときに国道を改良し、そして法面も改良してあります。そのときに、担保設定になっているから、その土地を外せないとその担当者が言われまして、そこで仕方なくある土地にその土地を持ってきました。しかし、土地を持っていったのですけれども、その土地がもう抵当権今度解除になったのです。何とかしてくれと。そこで、この前の9月の大内入り口の立会いのときに、その当時の担当職員、それから県の担当職員に図面、内容配りまして、これお願いしますと言いましたところ、上層部と相談して連絡しますと言われたのですけれども、いまだ3か月過ぎて連絡ないので、そこら辺は町に来ているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1点目の公務員の寒冷地手当についての財源、裏づけ財源、臨時職員の関係、期間の関係、これは総務課長から答弁させます。

それから、国道整備ですが、本郷線に期成同盟会がございしますが、なぜ協議会つくるのだと。要するに本郷線の同盟会は、刈林の121号の交差点から美里町の本郷までの同盟会になっている。この整備促進を今までずっと要望活動やってきました。しかし、下郷町における下郷本郷線と言われる場所については、狭隘な箇所、カーブがたくさんございします。そのために、建設事務所との協議をして、この区間をどのようにするのかというようなことで協議会を設置しますから、ぜひ要望活動に立ち会ってもらうようお願いしたいということで、その協議会を刈林から大内までの間に協議会を設置して、あとは議員の皆さんに入っていて、組織に、そして要望活動を実施すると。いろいろな土地の問題で時間がかかっている場所もございしますので、その場所を除いてもやはりやるべきところを早くやらないと、今後の会津縦貫南道路、あるいは289号線の甲子工区、これが改良されてもこの道路が改良されない限りは一向に渋滞の解消ができないと私は感じておりますので、ぜひご理解いただいて、この要望活動に賛同していただければと、こう思います。

それから、土地の問題でございまして、図面とか連絡が会長さんに入っていないということについては、あくまでもこれ県の事業ですので、私がお答えするものではないですけれども、担当課長が知る限りのことはここで答弁させてもいいのかなと、こう思っています。

それから、国土調査の進まない理由ということでございしますが、議員がおっしゃったこの地区については、確約書を徴取したりして、そして担保入っているのを外したりして、こういうことでやったということでございしますが、いずれにしても平成16年の行政改革によって、係3つ、農地係、農林係、国土調査係を農林整備係にという改革を

行いました。現在もその事務分掌として職員が分掌の中に入っていますが、なかなか事業が進まないのも私は反省しておりますけれども、今後さらに調査地域における境界未確定の白地の部分残されていることから事業が進まなかったと、こう思います。今後の進め方として、地区の皆さんの協力はもちろん、係の創設をして対応していく考えてございます。よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

寒冷地手当についてのご質問でございましたが、この寒冷地手当、財源は何かというようなことでもございましたが、財源につきましては原則一般財源となっております。

また、支給対象職員についてのご質問でございましたが、支給対象となっております職員につきましては一般職の職員でございます。ご質問のありました再任用職員、会計年度任用職員、こちらは現在のところ支給対象外というような扱いになってございます。

また、寒冷地手当の支給期間についてのご質問でございましたが、こちらにつきましては毎年11月から翌年3月までとなっております。

もう一つ、休職等の場合どうなるのかというようなご質問でございましたが、これらにつきましては、その形態に応じて個々に定められておりますが、1つの例を申し上げますと、例えば病気のための休職ということであれば、1年間に限り100分の80というような支給内容となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの8番、星輝夫議員の再質問にお答えいたします。

用地に関する、県道等の整備に関するお話でした。もちろん整備要望というのは、各期成同盟会ですとかによって行っている状態ではあります。ただ、用地に関しますと、その方法、場所、バイパスを造るですとか、そのまま拡張するですとかということによりますから、例えば要望することによって県の方針等が定まって、こういう方向でいきたいのだがということであれば、当然私どものほうもその辺用地に関する協力ということではございませんが、交渉等お話しすることは可能かと思うのです。ただ、要望して、結局方針が決まらない以上は、やみくもに用地の承諾等を得たとしても実際にそうはならないということもありますので、ある程度方針として進められる部分があれば私ども町のほうもある程度の協力体制というのはできるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありませんか。

それでは、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、1点だけ再々質問させていただきます。

1番目の公務員の冬期間の寒冷地手当についてでございますけれども、今町内ではコロナ関係、そして灯油、ガスの高騰などで大変に苦しい悲鳴を上げております。そこで、町長さんの3期目の公約ではないのですけれども、町民が喜ぶ声を発するような、そういった対策を講じてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員の再々質問にお答えします。

町民に対しての援助という、支援ということだと思いますが、このことについては先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、国、県の動向を見ながら町としても対応するところは対応していきたいと、こう思いますので、ぜひご理解いただければと、こう思います。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 最初にご質問があった測量に入って図面をいただくというお話でよろしかったでしょうか。

○8番（星輝夫君） 国調のときに国道改良工事やったわけだ。そして、そのときに法面、それはもう改良工事していない。しかし、担保設定に入っているから、それを移さなくては駄目だとあの当時の担当職員が言って、違う場所に移したわけ。そしたら、そのうちその抵当権が切れたわけ。だから、そのうちの人が、今度税金来てから何とかしてくれと、今来ているのです。この前一応県のほうにも言ったし、あとそのあれを寄附するからと、分かりましたと言ったのだけれども、その返答が、この前の9月のときに言ったのですけれども、返答ないのです。だから、町に来ているのかなと思って。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまのご質問なのですが、なお県のほうに今の件再度確認させていただきまして、対応させていただきたいと思いますので、後ほどもう少し詳細のほう聞かせていただいて対応したいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、それでいいですね。

○8番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

続きまして、5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 議席番号5番、星昌彦でございます。一般質問を通告書どおりさせていただきます。

私は、大きく2つの項目で質問させていただきます。1つ目は、高齢者タクシー助成事業について、2つ目は、仮称ではございますが、下郷町奨学金返還支援補助金の導入についての件でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、高齢者タクシー助成事業についてから質問させていただきます。平成26年度から始まった高齢者タクシー助成事業、高齢者タクシー助成券ですが、町長さんの公約として実施されました。高齢者にとりまして大変ありがたく、感謝されているところでございます。事業開始以来、8年目も終了しようとしておりますが、下郷町は集落が点在しており、役場や医院、商店街、近い集落もあれば十数キロ離れた集落もあります。そこで、2つのことについて質問させていただきます。

1つ目は、現在町の助成額は500円券の24枚、金額で1万2,000円となっております。これは、距離はいろいろ難しい部分はあると思うのですが、路線バスが通る停留所から1キロ以上離れた高齢者がタクシーを利用する場合、2万円に助成額を増額してはどうかという内容でございます。町長さんにお伺いをしたいと思います。

2つ目でございますが、高齢者に限定をしない、65歳未満であっても身体障害者手帳1級から3級まで持っている方や療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、妊娠中や出産後1年以内に該当する方、あとは運転免許証を自主返納された方で返納の日から1年以内に限り利用できるなど、事業を検討する時期が来ていると思われま。また、事業費については開始時の237万円から年々増加し、令和元年度には694万円になりましたが、令和2年度では85万円ほど減額になりまして610万円となりました。施設への入所やお亡くなりになるなどの理由により減少したというふうに考えております。今後も減少するものと推察しております。この減少するであろう事業費を活用し、高齢型と福祉型を組み合わせた統合型にしてはどうかと考えますが、町長に考えをお伺いいたします。

続きまして、2つ目の（仮称）下郷町奨学金返還支援補助金の導入についての件でございます。現在のコロナウイルス感染症の中で学生、特に大学生を取り巻く状況は大変厳しいものがございます。対面授業ではなくリモートによる遠隔授業など、高い授業料を支払いながら、思うような勉強ができていません。さらに、高い授業料や生活費のために奨学金を借りるなど、学生が卒業後就職しても低賃金などで返済できないなどの問題が起こっております。この問題に対しまして、少しでも町に戻ってきて支援策があればと考えておりました。他市町村では、大学卒業後、市町村内に帰って就職をされた方、または自ら事業を営んでいる人に対し、年間返済額を補助していることを知りました。既に卒業されて町内の企業や町外の企業に就職され、奨学金や町の育英資金の返済が始まった方、現在返済中の方も大変多いと思います。町の育英資金も含めた奨学金返還支援補助金について質問いたします。

まず、他市町村では、市町村内に住所を有し、市町村内事業所に勤務または自ら事業を営んでいる方に、市町村奨学金、県奨学金、日本学生支援機構奨学金の返済年額の2分の1の額で最大18万円を超えない額を援助することとしております。年齢は、30歳や35歳まで該当させている市町村や、補助の期間を5年間や8年間とする市町村もございます。下郷町では、下郷町保健師、助産師養成奨学資金貸与というものがございまして、下郷町の施設に3年間以上勤務した場合、その成績が優良な場合は一部または全部を免除する規定や、町の育英資金では町立小学校等の教員で2年以上勤務された場合の特別の措置の規定がございしますが、該当者は限られております。そこで、他市町村が実施しているような返還支援補助金について下郷町も導入するお考えがあるのか、町長、教育長にお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、星昌彦議員のご質問にお答えします。

1点目の高齢者タクシー助成事業についてでございますが、少子高齢化が進行中、高齢者支援は町の重要課題と認識して、第六次下郷町総合計画でも主要施策と位置づけ、各種施策に取り組んでおります。その中でも高齢者タクシー助成事業は、平成26年度に事業を開始し、今年度で8年が経過いたしております。

1つ目のご質問、助成金額の増額でございますが、本事業は平成26年度から事業を開始し、当初1万円での助成券でありましたが、平成30年度に1万2,000円として増額しております。また、利用する形態として、星議員が言われるように様々な利用形態でのタクシー利用が想定され、検討した経緯がございます。例えば町内中心部に住んでいるが、停留所が遠い方、あるいは停留所が近いが、町内中心部には遠い方など、高齢者の皆さんの居住する場所などの生活環境により区分の線引きについて多種多様となっている中で、簡単に判断できるものではないことを考慮して一律での交付方法とさせていただいたところであります。

2つ目の対象範囲の拡大でございますが、身体障害者手帳などの手帳を所持されている方については、自動車税の全額免除や公共交通機関の利用割引など、他の制度により先に支援を受けている場合が多く、高齢者タクシー助成事業の助成対象とすることによって支援制度が重複する場合や過大になってしまう場合などが想定されます。妊娠中や出産後1年以内の方についても、ご自身やご家族が運転する自家用車での移動がほとんどだと考えられます。運転免許の自主返納をされた方についても、本事業については運転免許返納を助成要件としてはおらず、年齢の要件を満たす場合は誰でも利用いただけますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、これまでの実績額が減少していく件でございますが、令和2年度の実績を見ますと交付人数が882人、使用枚数は1万2,208枚、利用金額は610万4,000円、令和元年度は交付人数が923人、使用枚数は1万3,567枚、利用金額としては678万3,500円、平成30年度は交付人数が903人、使用枚数が1万3,046枚、利用金額が653万2,000円となっております。令和元年度と令和2年度の利用金額を比較してみますと、星議員からおたがしがありましたとおり、1割程度減少しております。この減少した要因としては、一昨年から続くコロナ禍による外出控えが大きく影響しているものと考えられております。今後高齢化が進行する中で、高齢者や障害者、子育て支援のさらなる充実、さらには星議員が提言しております高齢型と福祉型を組み合わせた統合型など、高齢者の皆様の様々な生活環境を考慮した中で対応していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、大きな2点目の（仮称）下郷町奨学金返還支援補助金の導入についてでございますが、教育長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、5番、星昌彦議員の大きな2点目のご質問にお答えいたします。

(仮称) 下郷町奨学金返還支援補助金の導入についてでございますが、まず現行の町育英資金貸付制度でございますが、貸付けを受けた学生については卒業して6か月を経過した後、6年以内にこれを町へ返還していただくことになっております。例えば大学生の例であれば、毎月約2万3,000円を6年間かけて町へ返還していただくことになっております。今回のご質問では、この返還額について何らかの支援や補助ができないかということでございますが、まず現行の制度で可能な返還免除については、先ほど議員からご紹介いただきました保健師、助産師養成奨学金貸与条例におきまして、町施設の保健師等に対する免除制度がございます。また、教育委員会所管の育英資金貸付基金条例では、町立の小中学校の教員に対する特別免除もございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、これら双方とも該当者はごく一部に限られてくるのが現状でございます。ご質問のとおり他の市町村では、地方創生事業の一環として様々な工夫を凝らした返還金の補助制度があり、その主な目的としては、いずれも優秀な若者の人材確保や定住促進を狙ったものでございます。返還金の補助制度を有効活用してもらうためには、まず現実問題として町での雇用、そして結婚、住宅、子育てといった人口減少に対する様々な課題を解決するような政策が必要と思われま。当町におきましては、町独自の支援策として入学祝金や学校給食費の全額補助などの施策を継続しているところでございます。その意味で、これら従来の方策との財源的なバランスを勘案しながら、奨学金返還に対する支援策についても、一つの検討材料とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(小玉智和君) それでは、再質問ありませんか。

5番、星昌彦君。

○5番(星昌彦君) まず、第1点目のタクシー助成事業でございますが、1万2,000円になってから3年間経過するというので、今言ったような状況も勘案して増額お願いできればなというふうに思います。

あと仮称の奨学金の返還の補助金の制度でございますが、隣町、只見町は18万円、育英資金ばかり該当すると年額的にはそんな金額にはならないのですが、学生支援機構から4年間で560万円とか、看護師さんとか医療系に関しては私立を出ますと1年に180万円の授業料というようなことで、町の育英資金では足りない部分が多くなってございます。2つ、3つ借りている親御さんもいるようですので、ぜひこれら導入に向けてお願いできればと思います。それで、隣の西郷村では、役場職員の正職員にもこの適用をやっております、実際に18万円をいただいております。いろんな奨学金を借りている親御さんのためにも、下郷町も只見さんや西郷さん、それから喜多方市でも実施しておりますので、ぜひご検討いただいて、財源的にも大変だと思いますが、何とかこれら実現に向けてお願いできればと思います。

以上です。

○議長(小玉智和君) それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、星昌彦議員の再質問にお答えしたいと思います。

タクシー助成金の増額についてということですので、先ほども答弁申し上げましたけれども、検討していくというようなことを回答したと思います。年齢の制限、あるいは支給対象者の条件とか、いろいろな角度から検討してまいりたいと思います。

再々質問の中での返還支援補助金の関係については、教育委員会の考え方について見極めながら判断をしたい、こう思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（星昌彦君） ございません。

○議長（小玉智和君） それでは、5番、星昌彦君の質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。再開は13時となります。よろしく申し上げます。（午前11時53分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、通告に基づき一般質問させていただきます。今回1点ご質問させていただきます。

企業等への支援についてお伺いします。伊達市に本社があり、音金地区に進出されていた漬物工場が12月末をもって閉鎖し、撤退するとの話を聞きました。新型コロナウイルス感染症の影響による販売の落ち込みが要因のようですが、多数の町民が勤務しておられますが、まだ次の就職先が決まらないなどと大変困っておられました。町にとっても数少ない働き場として位置づけられていたかと思われますので、大きな打撃であると思われます。

そこでお伺いしますが、この工場の閉鎖、撤退に当たり、会社側からの支援要請などはなかったのかどうか。また、会社側からの支援要請があったとしても、なかったとしても、閉鎖、撤退を防ぐための支援策を打ち出し、町民の働く場を維持していくという考えはなかったのかどうかお伺いします。

そして、既に閉鎖、撤退が決まった中で、次の就職先が決まらない方々への支援は行っていくのかどうかについてもお伺いします。

以上1点、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

企業等への支援についてでございますが、議員お示しの音金地区の漬物工場、株式会社香精は、伊達市に本社を構える企業の下郷工場ということで、震災後の福島県産業復興を図るべく制定されたふくしま産業復興企業立地補助金を活用し、平成25年1月より操業を開始しておりました。しかしながら、昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響があり、売上げが激変し、経営状況が急激に悪化したため、今月末をもって操業を

停止し、下郷工場を撤退、伊達本社の事業に専念する旨のお話を9月10日と10月26日の2回にわたり、町にいただきました。会社側では、事業の継承先企業、いわゆる売却先企業を探すということでございましたので、町としましても継承先企業が見つければ雇用の継続や事業の継続が図られますので、継承先企業を探す努力を県と町とで協力して行っていたところであります。しかしながら、現時点で継承先企業が見つかったとの情報は入っておりませんので、年内の閉鎖が現実的になってきているところでございます。なお、正社員は9名、うち下郷町が5名、南会津町が4名、パート社員は南会津町1名という内容でございます。町内企業の求人情報もございますので、今後の就職等の支援につきましては町といたしましても可能な限り実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

確かに今回新型コロナウイルス感染症という誰もが予想できなかった非常事態が発生したわけで、お店、企業等にとっても予測不可能な状態だったとは思いますが。売上げが減少し、経営状態が急激に悪化、致し方ないかとは思いましたが、せっかく下郷町に工場を持ってきてくださいました企業で、9月10日と10月26日にお話があったと町長申されましたが、そのときに町としてこういう支援できるのだなどというお話はなかったのかどうか、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

また、さっき売却先企業を探す協力を県と町と一緒に協力して行ったというお話ありましたが、どのような協力で企業を探したのか、その辺の経緯をお聞かせください。よろしく願います。

○議長（小玉智和君） 答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員の再質問にお答えしますが、町の進出企業でありますので、大変残念という言葉が今のところ適当かどうかは別の問題として、撤退することをお聞きしましたときには、本当に残念だと考えております。町としての支援がなかったのかということについては、様々なことを話されたと思います。私は、社長に町長になってから会って、社長の申出によって売り先の確保ということで、当初進出した経緯を聞きながら、それは努力したつもりでございます。しかし、企業は単価が合わない、ということで購入していただけなかったということもちょっと私に話されました。それ以降は、香精さんの商品について、催事場における販売、あるいは県出先機関におけるサービス商品として宣伝したり、こういうことは私はやってきたつもりです。また、年に1度は会社に訪問していろいろな形で話し合いもしました。しかし、社長は忙しいときもありまして、従業員さんしか会われなかったこともあります。そんなことで、町としての支援ははばからないつもりでございましたけれども、こういう結果になって残念だということでございます。

それから、次に継承できる企業については、先々週だと思えますけれども、農林事務所の所長さんはじめ各部長さんがおいでになってお話ししたときに、ぜひ相手企業が見つかるように私からお願いした経過がございます。なお、詳しくは総合政策課長がお聞きしておるようですから、その辺を答弁させますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長が申したとおりですが、漬物工場さん、株式会社香精さんから9月10日と10月の26日、2回にわたり、町にそのようなお話いただいております。この中で、内容につきましては経営の状態とかいろいろありますが、その辺はちょっとご容赦いただきまして、当初お話しいただいた段階から、大変恐縮ですが、撤退するというような意向でございました。よって、撤退に関しまして、またその前の事業継続という部分でも特段町にこういうふうに支援してくださいという要望はございませんでした。ただ、今町長が申しましたように、企業の継承先を探すという意味の中で、県の企業立地課並びに今おっしゃった出先機関も含めまして、企業を探していたというような状況でございます。内容的には、数社、居抜き物件ということで当該の施設を見てまいりました。そちらについて紹介、または情報の提供を行ったというような状況でございます。よろしくお話ししたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再々質問させていただきます。

状況的にはやはり厳しいものがあり、当初から撤退、採算、単価ベースが合わない、企業とすれば致し方ないかと思えます。ですが、町の第六次総合計画のほうには、商工業の活性化、企業誘致の促進及び町内産業の振興とうたっていて、そこには製造業をはじめ、卸、小売業、サービス業など幅広い分野の既存企業の事業継続、発展に向けた経営体質強化の取組を支援しますとうたっております。これは、町で行うからここらうたっているわけです。確かにコロナウイルスという前代未聞のことでありまして、これも致し方ないとは思いますが、逆に言えば、今残っている企業さん多々あります。町内企業さん、いろんな業種の方もあります。そういう地元企業、こういうところに目を向けて、今回撤退してしまう企業さんはもう致し方ないとして、今ある企業、そういうところに支援をして雇用の場を創出する、そういうのも町でこういうのは支援するという意味で私は捉えているのですが、もしできるのであれば、雇用の場をつくる、そういうのが大切な場でありまして、仕事を失う方々、今仕事を探そうとしている方々、高齢者になってもまだ働けるといふ、いっぱい人がいるのです。というときに、やはりこういうふうに振興計画、総合計画にうたっている部分を町では推奨して、新たな分野で雇用の創出というのを考えていくべきではないかと思っておりますが、その辺、町長、どうお考えでしょうか。

それと、先ほど町で就職先が決まっていない人たちに対しても町として可能な限り実

施していくとおっしゃいましたが、具体的にどのようなことをしてくれるのか、もう一度お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員の再々質問にお答えしますが、総合計画の文言には、産業の振興、既存企業の支援というようなことを確実にうたっておりまして、そのことについては間違いございません。ですから、町の支援、既存企業並びに進出企業についての補助、支援制度ありますので、総合政策課長からその支援制度についてはお話しできると思います。私は、やっぱり雇用に対しての支援、雇用の場の提供というようなことを考えれば、今企業としてございます会社の方に相談をしながら、受入れする人の雇用はお話しすることはできます。過去にもそういうことがありました。ただし、これは本人だとかその会社のことでありますから、決定権は私にはございません。ただ、そういうあっせんする、相談会は設けることは、十分やりたい、実施していきたいと思います。

なお、会社によっては50名以上は雇用しないと、そういうことで区別がございます。50名以上雇用するといろいろなことを整備しなければならないということがございまして、いろいろそこは大変なところなのです。補充はするけれども、それ以上は補充しないというようなことも言われたことがあります、会社によっては。そんなことですから、雇用支援については十分に相談に乗ってあげ、そしてぜひそういう会社と折衝をしたいと、こう思っておりますので、ご理解ください。

あと企業支援については、課長のほうから答弁させます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、再就職に関しましては、今町長からもありましたように、相談会の実施という形になると思います。この辺は、今までの方のご要望を聞きながらということで、マッチングにはなるかと思いますが、そういう形になってまいると思います。

あと現在行っている企業の支援事業ということで一例申し上げさせていただきますと、若者雇用の奨励事業ということで、こちらにつきましては町内の若者を雇用した場合、こちらは40歳未満になりますが、こちらは企業主、事業主に対して奨励金を交付するということが要綱がございます。対象者1人につき1万円の12か月の3年までというような要綱になっておりますので、ぜひ若者の雇用をお願いできればなというふうなことです。あと労働環境の整備補助金というのもございまして、こちらも補助率2分の1の50万円まででございますが、こういう形で使われてきた企業もそれぞれございます。また、企業支援につきましては例年企業訪問などを行っております。ヒアリングなり、今まで行った経緯ですと、懇談会議という形でも開かせていただいております。今後も企業訪問や商工会を通してという形で、懇談も含めまして、皆様、企業側の意見を吸い上げていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、答弁漏れありませんか。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） それでは、これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

お知らせします。2番、小椋淑孝君から早退の届出がありました。ここで退席いたします。

次に、11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 11番、湯田純朗、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

初めに、会津縦貫南道路完成を予測した場合の本町の観光に与える影響についてですが、会津縦貫南道路4工区、国道118号小沼崎バイパス、田代トンネルの貫通、さらには下郷大橋の上部工事が着々と進み、より完成が身近に感じられるようになりました。この会津縦貫南道路4工区の完成予定があと4年前後と言われております。そこで、以前にも質問させていただきましたが、町長2期目8年間で過ぎたわけではありますが、この問題については何ら対策が取られていないような気がいたします。会津縦貫南道路の開通が目の前に迫っている状況の中で、町長はどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

1つ目といたしまして、本町の2大観光地であります大内宿及び塔のへつりの影響はどのようなものであるとお考えなのか。例えばよい影響とは何か、悪い影響とは何か、またその対策として具体的にどのような対策をお考えか、お聞かせ願います。

2つ目としまして、国道118号、阿賀川に架かる二川橋は、昭和35年に竣工、開通し、全長114.83メートル、幅6.1メートル、既に60年を経過し、車両の大型化している時代には橋梁の幅が狭く、車両同士が対面交通できない状況にあります。このような状況で、大内宿への誘客を図ることができるでしょうか。その辺をお伺いいたします。

次に、定住促進住宅用地造成工事についてお伺いいたします。平成25年、下郷町字遠表に雇用促進住宅予定地として取得した面積7,898平方メートル、買収金額が1,895万5,000円、現在まで造成測量調査設計業務委託料889万円、平成26年に造成工事664万円、さらに令和2年に基盤整備工事費1,584万円、令和3年造成工事費1,974万5,000円、今現在も大川の県工事における残土を搬入し、盛土を継続中であるが、そこで伺います。この造成工事はいつ完了するのか、この造成地に雇用促進住宅を建設するのか、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、高齢者生活、移動支援について。町長就任以来、高齢者タクシー助成事業が継続されております。今年も700万円の予算が計上されております。また、生活バス路線の確保事業に3,430万円の予算が計上され、年々増加傾向にあります。この高齢者タクシー助成事業は、役場周辺にお住まいの方は非常に有効利用されておりますが、遠方の地区にお住まいの住民には利用格差が生じております。それから、生活バス路線確保事業ですが、生活バスというのは名ばかりで、児童生徒のスクールバスの意味合いが強いのではないのでしょうか。町長、スクールバス的なものよりも一般町民が利用できる生活支援バスの意味合いの強いものにしてはいかがでしょうか。タクシー助成事業と生活バス路線確保事業の早急な見直しが必要であると考えます。見直しができないのであれば、バスの運行していない昼間の間の時間帯に買物ができる対策を講じていただきたい。

町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

1点目の会津縦貫南道路完成を予測した場合の本町の観光に与える影響についてでございますが、議員の皆様方ご承知かと思いますが、会津縦貫南道路の開通に当たりましては、米沢から南会津地域、将来は日光までと、福島県会津地域の縦軸を結ぶネットワーク形成軸の一つとして広域的な交流の促進が期待されるなど重要な路線であります。これにより、広域的な移動時間の短縮はもとより、地域渋滞解消と地域連携の強化、広域観光の促進、物流の活性化、緊急医療サービスの拡大など、多岐にわたり整備効果が予測されております。議員おただしの本町の観光の視点におきますと、これまで本町ではゴールデンウイークやお盆、秋の紅葉シーズン等に大内宿や塔のへつり等に來られた観光客と帰省客との車で国道121号が渋滞するという課題がございますが、開通後は町内の渋滞緩和につながると考えております。また、団体ツアーにつきましては、これまで秋の紅葉シーズンなどの国道の渋滞を懸念し、ツアー商品から下郷町の観光地を避けていた傾向が見られますので、今後下郷町の渋滞緩和が見込まれることにより、旅行会社等に町内の渋滞緩和をPRすることによりさらなる誘客につながるものと考えております。しかしながら、町内観光が主な目的ではない方にとっては、下郷町は通過点になってしまうことが懸念されており、国道沿いの車両については大きく減少するものと想定されておりますので、一般の小売店、土産店、食堂などには売上げの減少などの影響があるものと考えております。ご指摘の観光に与える影響につきましては、何よりも町内の各観光地の魅力をさらに磨き上げることにより観光の目的として選んでいただき、道路アクセス向上との相乗効果により多くの観光客を呼び込めるよう、観光振興を図ってまいりたいと考えております。今後は、会津縦貫南道路のインターチェンジ周辺の案内版の整備、町内観光モデルルートの造成やパンフレットの作成など、関係機関と連携しながら縦貫南道路開通後の観光誘客につなげていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、2つ目の国道118号、二川橋に関する件ですが、去る9月定例会の一般質問において、同橋や国道121号の湯野上橋が狭く、大型車の対面通行がスムーズに行われないことについて把握しております。今後の小沼崎バイパスと湯野上バイパスの開通に向けて、接続する周辺道路における課題について、引き続き国や県に要望すると答弁させていただいたところであります。また、議員おただしの大内宿の誘客については、橋の狭さが要因ではないと考えておりますので、現在進められております県道湯野上会津高田線の入り口の改良や大内宿周辺の整備について、県との協議や要望を行い、渋滞対策にも触れて進めていくことが重要であると考えております。

次に、大きな2点目の定住促進住宅用地造成工事についてでございますが、今年度発注の盛土工事については、当初観音川における県工事による掘削土砂を盛土材として使

用しておりましたが、途中から掘削土砂の土質が悪くなり、その搬入をやめ、ほかに盛土材を求めた結果、現在は阿賀川の土砂を利用し、盛土を行っております。本年度分の工期は令和4年3月31日までとなっておりますが、来年度においても盛土工事を予定しており、その後は自然転圧により締め固め率を向上させ、地盤の安定を図る予定となっております。

続いて、造成地に雇用促進住宅を建設するののかのご質問ですが、先ほどの玉川邦夫議員への答弁と同じ内容になりますが、土地取得時からの時間が経過しているため、取得時の利用目的だけではなく、今後様々な利活用について検討させていただき、より具体的な活用の方向性を示していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目の高齢者の生活、移動支援でございますが、まず高齢者タクシー助成事業についてですが、タクシーの利用方法は高齢者の生活環境により様々なケースが想定されます。距離などによる区分の線引きを簡単に判断できるものではないことから、一律の交付とさせていただきますところであります。生活バス路線確保事業につきましては、おただしのとおり現在の路線バス運行につきましては、前段の高齢者タクシー助成事業の効果もあり、主に小中学校の登校、下校の足として配慮された形となっておりますが、一般の方の利用を妨げるものではないことをまずはご承知いただきたいと思っております。タクシー助成事業及び生活バス路線確保の事業の見直しにつきましては、今後も継続的に利用実態の調査や新たな運行形態、運行手段を模索しまして、総合的な公共交通網の整備、拡充に取り組み、町民の利便性向上を図り、利用しやすい路線の再編を検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、昼間の時間等の買物ができる対策とのことですが、こちらは町内4社、社会福祉法人が社会貢献活動の一環として高齢者の買物支援を行っております。これは、社会福祉法人が所有する車両の空き時間を利用して、利用者1人に対して月に2回程度の送迎を行うというものであります。さらに、民間事業所においても買物支援サービスを実施しておりますので、こうしたサービスとの兼ね合いも含め、こちらも検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 町長、これ前にも私質問したときに、以前町長は地域振興や周遊観光の活性化の強化につながる道路であると、これは相乗効果も期待していると、こういうふうに私聞いた気がするのですけれども、私は観光の磨き上げとかその内容でなくて、道路できた場合にストロー現象でみんな若松方面へ流れてしまうのではないかと、それ一番心配しているのです。そんな磨き上げとかなんとかって、そんなの後回しにして、まず取りあえず、仮称でまだ決まっていませんが、下郷インターから121号線に車を落とさないと、塔のへつり、湯野上温泉、大内宿に行かないのです。それをどこでどういふふうな方法で何をもってするのかと、基本的にそれを私は聞きたかったのです。その中

身については、今言った磨き上げもあればこれもある、これもあるって分かりますけれども、それは具体的な事務的な話で、実際に町の観光を考えるのであれば、このストロー現象にどこで歯止めかけるか、観光地への誘客をどうやって図るか、これが私問題だと思うのです。正直言って、ここから乗ると、田代の118号線の交差点ですり鉢型に交差するところだけしか出てこないのです。あそこから小沼崎トンネルまで通過して小出まで行くのに何分かかりますか、あれ。田代地区だって十五、六秒で通り過ぎてしまう、下手すると。その間に例えば看板とか、そういうものどこにどういうふうに立てるのですか。見れますか、運転手の視界に入ってくるようなばかでかい看板とか。私それを心配しているのです。だから、それにはまず車が通らなければ始まらないのです。それで私がこれが一番大事なのかなというふうに言うわけで、いろいろしゃべりましたけれども、そこが一番です。

それから、二川橋、これから町長は3期目の任期4年、これではどうにもならないですけれども、一応質問したのです。何番議員か申し上げましたけれども、大内宿入る道路なんていうのは、今になったらもう車、この道路できると混まないのです。渋滞ないのです。それはもちろんいいでしょうけれども、ただそれを今度二川橋が、あの道路ではなかなか大型バス通れない、普通車は対面交通がやっとなど。そうすると、藤色の湯野上橋を通過して、ぐるぐるっと回らないと大型バスは大内宿行けないのです。それをどういうふうにするかという、私はそれが一番心配なのです。どういうふうにして大内宿にナビゲーションするかと、こういうことです。

それから、定住住宅ですか、これ先ほど何番議員ですか、6番議員も質問されました。大体町長の考え分かりました。ただ、私、また来年もやるといって、自然転圧というのですか、普通は機械的にトントン、トントンと、こうやってやればいいのだけれども、何かあそこの近くにあるお店屋さんに響くということで、ちょっと苦情を言われたというようなことで、その点圧をやらないで自然転圧、ローラーによる転圧、自然転圧ということで、これ何年ぐらいかかる見込みですか。建設課長、ちょっとお伺いしたいと思います。

それで、あれは雇用促進住宅ということで、多分当時の用地を買収するときに農業委員会の許可が必要ですから、当然その許可どおりにやらないと、埋立てしてから雇用促進は造らないともう一回現地を原形復旧して、もう一度申請し直すということになるのではないかなと思うのです。そこら辺、農業委員会局長もいますから、後で答弁願います。

それから、私雇用促進住宅が決して必要とは思いません。今現在住宅がいっぱい空いているわけです。個人で入ろうが何で入ろうが構いませんけれども、そういう住宅はもう要らないと。刈合が3戸、下中平が改修中含めて8戸、落合が2戸、湯野上が1戸、合計14戸住宅が空いているのです。そしてまた、それを造るとすれば家賃の滞納とかなんか出てきたらまた担当課の職員を悩ませる結果になるのです。どんどん、どんどん滞納が増えていきます。そういうふうにならないように、このままずっとおいて自然転圧何年かかるのだから、そこら辺です、問題は。

あとは、今申し上げたように農業委員会の許可どおりにしない場合にはあのまま完成を見ないでほったらかしにしてくれというわけには農地法はいかないはずですから、そこら辺の対応はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

最後に、もう一つ、高齢者生活、移動支援についてですが、これも5番議員とちょっとダブリましたけれども、下郷町の高齢化率でもう45%を超えているのがいっぱいです。平均45%を超えていますから。もう間もなく50です、65歳以上の人口が。檜原地区で13集落、うち7集落がもう50を超えています。旭田地域が14集落中7集落が65歳以上が50%を超えています。江川地区については2集落と。もう本当にいよいよ高齢社会に突入と。何番議員か先ほどありましたけれども、昔から言われている生活支援バスですけれども、生活は支援していません。学生支援バスです。それ以外は空バスです。そして、経費がかかった分だけ、その分だけ運用益からマイナスになれば町が出さなければならないということでしょうけれども、あの大きいバス、古いバスです。燃費悪いです、あんなの。そこら辺やっぱり、会津バスさんも経済力があるかないか分かりませんが、そういう古いバスに乗って燃費がかかると、運用益が上がらないバスに乗っているわけですから、もうちょっとやり方、方法あると思うのです。このバス時間が朝が行った午後3時か3時半まで全くバスが動かない。その間に子供と一緒に乗ってくればよろしいのでしょうかけれども、その間に何か1つあると年寄りが年寄り同士のコミュニケーション図ったり、いろんなことできるわけです。それは、バス路線ですから、さらにバスって難しいでしょうけれども、タクシーとか何かあると思うのです。田島でやっているタクシーなんてあるのです。それから、只見町でやっている只見雪んこタクシーなんてあるのです、買物支援サービスということで。南会津町は、どこどこタクシーってありますけれども、かなりこれも金かかります。そういうふう聞いております。でも、下郷町もやらなくてはいけないのではないかと。先ほど誰かが申し上げました、町長4期目で助かる福祉サービスというふうにここに公約載っているのです。それが全然助からないバスでは仕方ない。助けるバスでないと。バスでも10人乗りタクシーでもいいのですけれども、そういうものをやっぱりやってほしいなと思います。先ほど申しました只見雪んこタクシーというのは、商工会で多分やっていると思います。そういういろいろありますので、参考にして、高齢者、障害者、地域福祉の充実等って書いてありますので、ああ、よかったと町民の方が言われるような対策をやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員の再質問にお答えしたいと思いますが、会津縦貫南道路の小沼崎バイパス、湯野上バイパスの完成した後に町の観光地を訪れる人が減少、さらにストロー現象で若松のほうに行ってしまうのではないかという懸念が再質問でありましたけれども、大変大事なことであります。このようなことのないように、1回目ですら答弁させていただきましたけれども、いずれにしても118号から高隣田島線、あるいは

121号線に通ずるところは狭くて大型バスが交差できません。そのことを十分に承知していただかなければならないと思います。これは、国道であり、県道であり、管理は県になっておりますので、県の方には十分申し上げておきます。今までも申し上げてきました。ですから、この高速道路が開通したときにはそのようなことにならないようにやってほしいということは常々申し上げていております。ただし、町としての対応、それは大観光地である、これは町の財産でもあり、県の財産でもあり、日本の財産でもある大内宿には必ずやっぱりお客さん来ると、観光客が来ると想定しております。今年度なんかコロナ禍の中で少なくともはなってきましたけれども、徐々に回復傾向にあるということを実感しております。先月の18日に私は9時半に大内宿駐車場に行ってきましたけれども、もう大型バスが10台以上来ていました。そんなことで、非常にこのコロナ禍においても観光誘客があると、こう思っています、またこの道路が開通すればますますさらに多くなるということは感じられます。ですから、この118号、高隣田島線、121号線は改良していただかなければならない、こう思っております。町の観光地として非常に大切な大内宿や塔のへつり、湯野上温泉、これに通ずる道路ですから、必ずやってほしいと、こういう要望は毎年しておきますし、これからもしていきたいと、こう思っております。

それで、先ほどの答弁の中でも、やはり下郷本郷線の改良がこれ一番なのです。128号から本郷線通る、こう乗るとスムーズに大内宿に行けるし、帰りは湯野上会津高田線を通ってもそれは大丈夫。そういうアクセス、交通ルートを実際にしていけば渋滞は解消されますので、その辺を十分に県と国に要望してまいりたいと思います。

それから次に、雇用促進住宅ということで、土地を買いましたけれども、これは25年の9月の議会で承認された。この面積、議員がおっしゃっている面積、間違いございません。金額も間違いございません。地形の特色、あるいはボーリング調査をしたのかということ、それはしていないのです、そのときは。それから、登記も済んでいなかった。そういう状態の中で、さて、どうしようかということで地質調査をさせていただきました。それから、基本計画もさせていただきました。そんなことから仕事が遅れているわけですが、地質調査の報告書、総合分析をまとめますと、建物を建築する場合は直接基礎を施工する場合はラップル工法、要するに地震が来たら揺れない建物、地盤改良を視野に入れておく必要がありますとの報告書の内容でありました。また、基本計画で建ていただきましたRC構造二階建てタイプ2棟24戸で、事業費が6億2,000万円かかる、その当時。木造二階建てタイプの15棟15戸で4億5,300万円かかると。木造平屋建てタイプが10棟20戸で4億9,000万円。いずれも造成、建設、それから構造、工事のみで、地盤改良は含まないということですから、地盤改良を今やっているのです。ラップル工法と地盤改良を総合解析の結果踏まえてこの事業やっているわけですが、今後議員がおただしのようにどのようにすればいいのかということについては、先ほど玉川議員おっしゃったように、もう一度考え直す必要があるのではないかと、こう私は考えております。

次に、高齢者支援の関係のことをございですが、高齢者生活、移動支援についてございます。これは、誠に今のバスが高齢者の支援バスになっているのかということ、それ

は疑問でございます。私も疑問に思った。しかし、私が町長になったときにそのバスの見直しをしようということで、担当者にその見直しをつくっていただきました。しかし、そのつくったときの結果として、やはり今までのやり方が一番経費がかからなくていいのだという結果になっていますから、今その結果どおり運営をしていただいております。なお、先ほども最初に答弁しましたように検討させていただきます。南会津方式なのか、只見方式なのか、こういうことも1つ検討の視野に入れたい。しかし、参考にまでに私お話を聞きましてけれども、いずれにしても只見の方も南会津の方も経費がかかって困ると、下郷さんはいいなと言われているのですが、この辺は私が何と言われているか分かりませんが、いずれにしてもその問題は解決するまでには時間がかかるのかなど。どちらがいいのかということも1つ問題として取り上げていきたい。

なお、高齢者タクシーの事業助成につきましては、最初に申しあげましたように一律の交付がやっぱり一番平等であるという考え方から実施した経過がございます。しかし、利用人数や予算的なものがだんだん減ってきていると。コロナ禍による減少なのか、あるいは施設に入る人が多くなったのか、タクシー利用券はそんなに使わなくてもいいのだという方が多くなったのか、それは分かりません。いずれにしても見直しはします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 先ほどの11番、湯田純朗議員の再質問につきまして、定住促進のほうの盛土に係る自然転圧の期間ということでご質問がございました。基本盛土に関する自然転圧というのは、諸説いろいろあるのですけれども、約2年を要すると考えておりますので、私ども土質の条件等はございますが、盛土終了後に2年の期間を設けたいなと考えている所存でございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） ただいまの湯田純朗議員のご質問による農地転用に係ることでございますが、雇用促進住宅に係る農地転用につきましては、平成25年8月12日に申請がございまして、その後農業委員会の審査、進達を経て、県のほうに送付、進達いたしまして、平成25年9月12日に許可となっている案件でございますが、ご存じのとおりまだ工事が完成しておりませんので、農地転用も完了とはなっていない状況でございます。ご質問のありました目的が変わった場合の対応でございますが、申請案件が雇用促進住宅のためとなっておりますので、この目的が変わった場合は申請取り下げいただくことと一旦農地に戻していただくということが法律論となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 先ほども申しあげましたが、隣にあるお店屋さんから役場のほうにドンドン、ドンドン自宅が揺れて仕方がないという苦情はなかったですか。

それから、今の農業委員会局長の説明だと、元の農地に復元して、もう一度許可もら

い直しと。これもまた大変でしょうけれども、かといって6億円も4億円もかけて住宅造る必要があるのかということもまたこれ真剣にもう少し町長はじめ私ども考えなければならぬと思っております。

お答えは、苦情があったかなかったかだけお答えください。あとは結構です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員の再々質問の苦情があったかどうかというのは、一切私の耳に入っていない。ただし、それいずれか役場のほうに来たのかどうかについては確認したいと思います。それでよろしいですか。私には一切耳に入っていない。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはございませんか。

○11番（湯田純朗君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで11番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。再開は14時5分といたします。（午後 1時56分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 2時05分）

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子でございます。通告書に基づきまして一般質問いたします。今回は3点ほど質問いたします。

まず、1点目です。今後の下郷町観光事業の在り方について。令和3年度6月定例会で一般質問いたしました下郷町観光事業の在り方について、これからの下郷町の観光に必要な組織は一元化した窓口であり、より強固な観光組織の構築が必要であり、そのためにも町観光協会、町観光公社、町地域振興株式会社を統合し、観光事業の振興と経営の効率化を図ることが必要であることを提案させていただきました。そのときの町長の答弁は、観光事業の窓口一元化は今後重要であり、3者と協議をするためにもまずテーブルにのせ、検討していくとのことでした。3者とも町からの多額の補助金に依存する機関であり、町の指導等の役割は非常に重要かつ必要不可欠と考えます。半年が経過した中で、テーブルにのせた検討は行われたのかどうか、協議は実施されたのかどうか、町としてどのような指導的役割を果たしてきているのか伺います。

また、平成29年度の観光ガイドスキルアップ事業の一環において、外国人の方々による下郷町の観光地を分析した意見や提案、そして長野県飯山市への視察研修における財団法人飯山市振興公社と飯山市観光協会の統合による一般社団法人いいやま観光局の設立の件について、平成30年3月23日付で報告書が提出されています。令和3年6月定例会の時点では、町長はまだ目を通していないと答弁されていましたが、その後報告書に目を通されたのでしょうか。目を通されたのであれば、報告書に対する感想、そして報告書を基にした町長の考えをお伺いいたします。

2点目です。給食に県産食材を。新聞報道で県教育委員会は9月から学校給食で県産食材を使う機会を増やそうと、県内の小中学校でふくしま健康応援メニューを提供する

ということで、来年3月までですが、毎月19日の食育の日に合わせて、旬の野菜をメインとしたメニューを提供し、継続的な活用を進めるとの記事が掲載されていました。これに伴い、下郷町ではどのような取組が実施されたのか、教育長に伺います。

3点目、GIGAスクール構想について。文部科学省は、小中学生に1人1台の端末を配布するGIGAスクール構想により、教員と児童生徒が通信できるようになり、またタブレットへの書き込み内容が即座に黒板に表示されるなど、授業の幅が広がるようになっていました。下郷町においても1人1台のタブレット端末が導入されており、現在各学校ではどのような活用がなされているのか、教育長に伺います。

また、東京都内の小学校において、タブレット端末で悪口を送信されるなどのいじめがあったとの報道もありました。そして、児童の自殺があったのです。この学校は、先進校として2年前から導入していたようです。当初から端末配布がいじめにつながるのではないかと懸念はあったと思われます。下郷町としてはどのようなルールで実施しているのか、教育長に伺います。

以上3点、答弁よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の今後の下郷町観光事業の在り方についてでございますが、6月定例会におきまして山名田議員からご質問いただき、観光事業の窓口一元化は今後の重要な課題であることから、各関係機関とのよりよい観光誘客事業を行うよう、組織の見直しも視野に入れながら検討していきたいと答弁したところであります。観光事業の窓口一元化を検討するに当たりましては、よりよい観光誘客事業が行える組織体制が大事であると考えており、近隣市町村の観光事業の組織の状況等につきまして現在調査を行っているところであります。今後調査した内容を踏まえ、関係機関と協議、検討をしまいたいと考えております。

平成29年度の観光ガイドスキルアップ事業につきましては、山名田議員がご指摘とおり、近年の外国人観光客の需要増加への対応並びに先進地である長野県飯山市にございます信州いいやま観光局への視察を実施したところでございます。外国人観光客への対応といたしましては、会津若松市国際交流協会や会津大学にご協力をいただきまして、外国人観光客の視点に立って、本町観光の利点や課題、またご提案を数多くいただき、外国人へのおもてなし向上について貴重なご意見として町としても大変参考になるご提案だと感じております。また、一般社団法人信州いいやま観光局につきましては、JR飯山駅に設置した飯山駅観光交流センターを中心に、周辺9市町村が協力し、広域観光、信越自然郷を組織して、平成27年の北陸新幹線ホームの開業に伴い、区域内の旅行商品の販売や宿泊施設、体験プログラムの紹介、ガイドの手配などを行っており、国内でも先駆的に広域な観光事業の推進を図っている地域でございます。当時の資料によりますと、構成団体も行政、商工、農業、交通事業者など多岐にわたり、インバウンド事業、農家民泊事業、山旅事業など多彩な観光事業を展開している組織であります。市

の観光公社と観光協会の合併により設立した一般社団法人ということで、本町の状況とは事業規模の相違点もございますが、広域観光の推進という意味で大変先進的であり、こちらも参考になるものと感じております。

私からは以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

大きな2点目でございます。給食に県産食材をについてでございますが、ご質問にありますとおり、福島県教育委員会では学校給食における地場産物の活用策としてふくしま健康応援メニューの事業を実施しております。事業の概要ですが、旬の野菜をメインとしたメニューを県や食育応援企業であるカゴメ、キッコーマン等の企業が考案したメニューを毎月19日の食育の日に合わせて提供するものでございます。内容としては、例えばけんちん汁であったり、豆腐のとろみ汁等、あらかじめ県が指定したメニューを学校給食で提供するという内容でございます。ふくしま健康応援メニュー事業については、地産地消の考え方を養う発展的な事業ではございます。しかし、当町としましては本事業に参加しておりません。といたしますのは、町では従来より毎月19日の食育の日に郷土食を考える日という形で位置づけております。下郷町の町内の食材を中心としたメニューを既に小中学生へ提供しているためでございます。献立についても、こづゆ、ざくざく、さらにはニジマス料理といった、より郷土色も強いメニューを選択して、伝統的な食文化を体験できる有意義な取組として、県教育委員会の事業よりも一層踏み込んだ、一歩踏み込んだ内容を町として独自に実施しているのであります。そんなわけで、県のほうの事業には参加していないということでございます。また、第六次下郷町総合計画の重点施策の一つである地産地消の食育の推進、これを実行するため、食育の日以外にも県内産、町内産の食材を積極的に取り入れているところでございます。また、今年度におきましても、県農林水産部所管のふくしま旬の食材等活用推進事業を活用し、より充実した給食を提供するため、努力しているところでございます。ふくしま健康応援メニューは、健康と地産地消を多面的に捉えた重要な施策であることは承知しておりますが、新年度からの学校給食の取組につきましても、現行の町及び県の事業を比較検討しながら、地元の食材をふんだんに取り入れた、より安心、安全な学校給食を子供たちへ提供できるように努力してまいりたい所存でございます。ご理解をお願いいたします。

次に、大きな3点目のG I G Aスクール構想についてでございますが、初めに1人1台のタブレット端末の活用状況については、本町の3小学校、そして1中学校におきまして、タブレット、I C機器等を子供たちが教科書、ノート、さらには鉛筆と同じように学びのツール、一つの道具でございます、として積極的に活用して学習を進めているところでございます。各小中学校の活用状況といたしましては、低学年においては自分でタブレットを使って写真を撮影したり、また動画を撮影したりしたものをお互いに紹介し合ったり、さらにはインターネット検索をしたりという形での活用状況でございます。中学年からは、様々なデジタルコンテンツの活用に加えて、イラストであったり、写真、さらに動画を活用した作品、これを発表用の資料づくり等々、幅広く学習に活用

しております。さらには、1人1台のタブレットがありまして、自分たちの考え方を電子黒板のほうに一斉にアップしまして、お互いに発表するというような機会を設けているところがございます。さらには、高学年、中学校においては、今ほど申し上げましたが、ホワイトボード、付箋紙の機能を持ったアプリの活用によって、生徒全員の考えが瞬時に共有できる、最適な回答を追求できるような共同学習での実践を見ることができております。

続いて、タブレット端末活用のルールでございますが、国のGIGAスクール構想により配布されたタブレットがいじめに使われたといった非難の声が上がる報道が一面にぎわわせました。その原因につきましては、いじめ問題そのものを除けば、そのときの端末を起動するときのパスワードが全員同じだったという、しかもそのパスワードは1から9までの数字なのです。誰でもが起動できる。そして、一番ここで問題だったのは、成り済ますことができる。特定できないのです。誰が打ち込んだのかが分からない、そういうことがあったということで、運用の方法が不適切であったのだということが考えられるところであります。本町の場合は、パスワードやIDの意味をきちんと説明して、保護者と一緒にパスワードやIDの設定をするなど、本人と保護者だけ、あと先生は知っています。それ以外、友達同士とかそういうところでは絶対分からないような対策をして使っているということでございます。教育委員会としましては、タブレットの運用に当たっての規定や使い方の決まり、ルールを整備して、学校への指導と併せて保護者の方へのパンフレット等を作成して、お知らせ、お願いをしているところでございます。危ないから使わせないということなどでは、利用制限を行ってしまうと教育現場のデジタル化の恩恵を大きくそいでしまうことにつながります。子供たちには、自ら考え、正しく判断して行動できるように育成する必要がありますので、いじめ問題と結びつけて情報モラル教育を推進して、学級活動を通してタブレットやスマホなどの適切な使用を進めてまいりたいと考えております。なお、今年度は江川小学校が情報モラル教育の推進校として実践しております。それらを町内の小中学校の先生方にも共有していただきながら、子供たちへの指導を徹底していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 町長、教育長、答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、第1点目の下郷町観光事業の在り方についてなのですが、まず近隣市町村観光事業組織の状況を調査されるということおっしゃっていたかと思うのですが、それはどのような組織を調査される予定なのかお伺いします。

あとは、飯山に関してはたまたま新幹線が止まる駅ができるということで発展したと私は考えております。そこで、駅を利用した観光協会をそこに置いて、英語の堪能な人とかいろいろ置いて対応しているというのも見てきました。やはりそういうことがあって初めて動いたところもあるのかと思うのですが、市といってもあそこ人口が1万ち

よつとなのです。だから、考えてみるとそんなに大きな市ではないのですが、近隣に大きな観光地を持った市町村が幾つもある。それから、自分のところでもスキー場がある。そういった観光施設が、道の駅もありましたし、温泉施設もありましたし、そういったことを考えますと、これと同じようなことが下郷だけでできるかといったら、私はできるとは正直やっぱり思えません。ただ、さっき町長もおっしゃいました。広域ということ考えた場合、こちら会津17市町村ございますので、そういったところとの協力とか何かしながらやっていくということが必要なのかなというふうにまず考えます。ただし、下郷版の観光事業の展開は必要かと思しますので、その英知を結集させるためにも3者の協議というのは必要と考えますが、3者の協議はまだ行われていないのです。ですから、今後どうされるのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、地元食材を給食にということでも質問させていただきましたが、確かにこれふくしま健康応援メニューというのは企業さんが入っているのです。カゴメとキッコーマンといろいろ入っているというのは新聞の報道でもあったのですが、独特に下郷町でこれだけのことをやっているのだなというのを聞きますと、県のふくしま健康応援メニューにこだわらずとも、食育の日に郷土食をやっているということはすばらしいことだなというふうに感じました。私自身もこちらに戻る前は病院給食に携わってきた人間で、やはり食というのはかなり、病気になったときに特に食事をもう変えさせるというのはすごく難しいことなのです、大人になればなるほど。その辺を小さいうちから食に関する関心を持って食べていただくというのはかなりいいことだと思いますので、これからの続けてやっていただきたいなと思います。ですから、栄養のバランスも大事なのですけれども、給食ってすごく子供たち楽しみにしていますので、やはりおいしいというのが何よりだと思いますので、その辺は今後給食を提供される方々の努力をご期待申し上げます。

あとGIGAスクール構想についてなのですが、今教育長もおっしゃったように江川小学校は情報モラル教育講座というのを開催しています。これは、県の指定、次世代のためのメディアリテラシーという育成事業の一環ということは聞いています。その中で、自分たちが策定する教育研究計画の初回事業として開催されているというのも伺いました。その中で、やはり児童はいろんな専門の先生からインターネット、それからそういったものにのめり込んでいってしまうと危険にさらされるというようなこともいろいろ勉強しているようです。なので、これ江川小学校だけで、ほかの学校の先生方にも情報は共有されると思うのですが、皆さんがこういった授業を受けられる機会というのはつくっていただきたいなというふうに感じました。ただ、まだほかの学校では直接授業を受けるということはされていないのです。ですから、できるだけほかの学校も、檜原、旭田、下中、やはりやっていただきたいなというふうに思います。

あと実際自宅にはまだ持って帰っていらっやらないのですよね、児童は。江川小学校は持ち帰っていると聞いたのですが、その辺で中学生はやはり早く自宅のほうで勉強のために使いたいという声も出ているようなのですが、その辺はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それと、先ほど東京の自殺の話、これ新聞報道等が出ていたのですが、確かに本当にパスワード同じだったのです。簡単に開けられる。誰が送ったか分からないというようなずさんな管理をされていたようなので、やはりその点は、下郷の場合には人数も少ないので、ある程度管理することというのはできるのかもしれませんが、その辺気をつけてやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず最初、町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田議員の再質問にお答えしたいと思います。

観光事業の窓口一元化、今後重要な課題であるということで、6月定例会で申し上げました。そのとおりでございます。下郷町の観光に携わる団体、あるいは公社、道の駅株式会社、そういうところの統一化、窓口一本化というようなことの内容かと思えますけれども、飯山市の資料も読んでみました。大変立派な報告であり、立派な経営をされていると感じております。しかし、今年はコロナ禍で、恐らく観光団体が総会やったというのは聞いたことがない。集めることもできない。予算の措置をしても任意団体でも集まらなかった。理事会とか株主総会だとかというのは、どうしてこれは開催しなければなりませんので、これはしましたけれども、一切会議についてはやっていないのです、私も出席していませんし。そのような状態の中で、大変反省すべきところは反省し、謙虚に受け止めるところは謙虚に受け止めて、今後の対策については十分関係団体と協議をしていきます。

なお、観光の広域化の協力が必要だと、これはもちろんそうでございます。観光広域化は、現在進めている中身もございまして、ぜひそうした広域化が必要であれば実行していくのではないかと、こう思っていますので、ぜひ参加させていただきまして、今でも参加している内容については推進しているということでございます。3者協議も、観光公社、下郷町地域振興株式会社、それから観光協会もそうしたところで協議をする時間、そういうコロナ禍における対応ができるとなれば進めていきます。

なお、観光協会員については、当初はやっぱり民間でやっていた経過もございまして、それが町に来て、町長が会長になって、また町長が会長を辞めて今度は団体に、民間に行くと、そんなことも経過がございまして、その辺は十分に協議しながら進めなければならないと、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、調査をしているということを1回目の答弁で申し上げましたけれども、それについては総合政策課長から答弁をしていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今ほど町長からありました調査の状況ということでございまして、南会津管内、また美里、会津若松ということで、観光事業団体といえますか、観光協会それぞれございまして、そちらの協会を含めまして、事業の内容であり、行政の関わり方、また職員の人件数等、今ちょっと調査させていただいているところでございます。なお、各町村それ

ぞれの実情が違います。恐らくと言うと申し訳ないのですが、各団体と町の補助金でそれなりに運営していますので、いわゆる自主財源といいますか、その辺と町の補助金、市の補助金ということで大変苦慮されている部分も多々あるようでございます。その辺も含めました各町村ごとのちょっと現状と課題ということで幾つか今後まとめていきたいなというふうに考えております。

また、観光協会につきましては、他町村でございしますが、公社から例えば分離して観光協会の一社法人にするというような協会もございまして、やはり町村それぞれで協会を統合する場合とか、統合しないで逆に会社にする場合もございまして、よって、いろんな形のやり方がありますので、それは団体の活動と、またその内容によりけりなのかなというふうに、今調査しているところでございます。また、広域観光につきましては、ご承知のように会津につきましては極上の会津ということで、震災以降動いている団体もございまして、この辺の絡みもございまして。また、南会津管内につきましては、南会津の広域市町村圏組合が広域観光ということで事業展開し始めておりますので、今後只見線、また会津線の誘客ということで連携が図られていくのかなというふうに考えているところでございます。

内容的には以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、お答えいたします。

まず、給食に関してでございますが、本当にありがとうございます。今までどおり町内の食材等を活用したおいしい給食を提供できるように頑張っていきたいと、このように思います。

次に、GIGAスクール関係のところでございますが、先ほどございました江川小でのメディアリテラシー育成事業という中で、専門の大学の先生に来ていただきながらご指導をいただいております。その際、町内の先生方も一緒に参加していただきながら、情報は提供しておりますが、さらに主幹兼指導主事が中心となりまして、ICT推進リーダー会議、これ小学校、中学校の先生方と定期的に情報交換をしながら、ルール等について指導を徹底していくというところで今現在実施しているところでございます。

次に、タブレットの家庭への持ち帰りということでございますが、全体的には持ち帰りを進めてはいないというのが現状でございます。自宅に持ち帰っての学習ということですが、これはタブレットの中に入っているドリルを活用しての勉強ということになります。県内全体の中でも持ち帰りを実施しているというところは1割程度。そして、今現在の状況の中でタブレットを持ち帰る必要は本当にあるのかと、課題等をプリントで配ることも可能であるとの意見であったり、さらには持ち帰ったのはいいのですが、次の日に学校に持ってくるのを忘れてしまって授業で活用できないとか、いろんな課題が県内各学校にあるようでございます。ただ、少しでも子供たちが長期休業であるとか何か臨時休業というときに持ち帰っての学習、さらには先生方との連絡が取れるような体制が取れるようにということで、持ち帰ってしっかりつながるかどうか、接続できるかどうか、そういうものを検証しながら、現在進めているというところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。

やはり観光事業に関しては、町長も一元化というか、本当に窓口を一本化していくためにということは考えていらっしゃるのかなとは思いましたがけれども、確かに町の補助金というのいろんなところ入っているのは確かです。町の観光協会もそうですし、そういったことを考えたときに、やはり今ある会社、あるいは観光協会等も含め、今やっている人数で1つにした場合にどれだけのことができるのかな、考えを合わせていけばもっともっと前へ進むのではないかなと私は考えているのです。逆に人手が足りなくて募集しないと足りないのではないかなというぐらいアイデアが出てきて展開できればいいのかなというふうに私は考えておりますので、その辺も含め、総合政策課は大変でしょうけれども、各市町村等の公社関係だとか観光協会だけでなく、そういったところの情報も得られるのであれば調べてほしいなというふうに要望いたします。

あとタブレットに関しては、やはり子供たちなので、江川でも1年生なんかは持って帰っても何をどうしていいかわからないとって遊んでいるのが一番が多いみたいです。ただ、高学年になると結構いろいろ使ったりしているようなのです。だから、そういったことも含めて、使って幾らという感じのものでありますので、できるだけ子供たちが自主性を持ってやっていけるような指導をしていただけて活用できればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田議員の再々質問にお答えしたいと思います。観光窓口一元化、これは当然答弁したとおりに進めていかなければならないと考えております。既存の団体も含めて、考え方を変えることも必要だということは、それは承知しておりますけれども、現段階の中身で運営したときと統合した場合の経費の問題を考えますと、非常に難しい判断を迫られるということは間違いない。それは、切捨てになるか、あるいは増員するか、それは分かりませんが、今の段階で。しかし、そういう問題は必ず出てくると、こう思います。

それから、町村の観光協会の調査以外にも調査をしてほしいという、観光協会以外の団体について、いろいろ各町村には振興公社なり、あるいは株式会社、あるいは民間の団体に委託したりという状況がございますので、その辺も調査しながらこういう結論は出していきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもコロナで何にもできなかったことは事実なのです。これ議会と、それから株式会社の株主総会と公社の理事会以外はみんなペーパーでやっていたから、その辺はご理解いただければと。今後コロナが鎮静化すれば、元のように活動というか、事業を展開しなければならないと、こう思ってい

ますので、ご理解してください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 先ほどお話ありました、まず自宅への持ち帰りということでございますが、おっしゃるとおり特に小学校では高学年、さらには中学生については、できるだけ自宅に持ち帰る機会も増やしながら活用していくという方向に行きたいと思っておりますが、今年度につきましては初年度ということもあわせて、各小学校では特にタブレットに慣れるというか、あとは授業の中でどういう活用をするかということで主に取り組んでいるというところでございます。

それと、先ほど1つ申し上げなかったのですが、情報モラル教育ということで江川小でご指導いただいている先生のお話などについては、ほかの学校でも講演をいただくとか、そういう形で対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。先ほど申し上げましたように、そのほか各学校の先生方とICT推進リーダー会議で共有をしているというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、答弁漏れはございませんか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問を行います。

1つ目の質問です。デジタルトランスフォーメーションの推進について。ICT、情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることをデジタルトランスフォーメーション、通称DXといいますが、国では2021年1月から2026年3月までを計画期間とした自治体の情報システムの標準化、共有化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、人工知能、RPA、簡単に言いますと事務処理の自動化などの利用促進、テレワークの推進、セキュリティー対策の強化を重点取組とした自治体DX推進計画を策定しました。自治体の標準化、共有化については、目標時期を2025年とし、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行とされているほか、2022年度末を目指してマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とすること、またこれらによりテレワークの導入、活用を推進するとされています。当町は、山間地域で交通の便が悪く、人口や人材が少ないことから、デジタル化を推進し、AIやオンライン手続等の利用が不可欠であると考えます。行政手続がオンライン化されれば、町民はわざわざ役場に出向く必要もなく、職員の負担も軽減されるなど、合理化が図られることとなります。このようなシステム化は、経費もかかることから、すぐにはできるものではありませんが、計画を立て、迅速に対応していかなければ他町村に遅れを取り、移住促進の足かせにもなりかねなく、町長が言う全国に誇れる町づくりにはつながらないと思います。そこで、町は国の自治体DX推進計画をどのように捉え、どの程度取組を行っているのかをお伺いします。

2つ目の指定管理会社の経営管理についてをお聞きします。今年3月の定例会におい

て、指定管理者である下郷町振興株式会社及び下郷町観光公社に対する町の経営管理について質問をし、町長は意識改革と経営改善、これまでの経営から学んだノウハウ活用と新たな創意工夫など、会社としての経営理念を明確にして運営していくとし、また多くの町民からの意見や希望、運営に関わる改善点などを得て改善に当たるため、議員からも意見や企画提案をいただきたいとも回答されておりました。その定例会後、町回覧により道の駅しもごうから意見、企画などの募集があったことは承知しておりますが、町としてどのようなことを行い、どのような改善をされたのか伺います。

また、議員からも意見や企画提案をいただきたいとありましたが、あれから9か月がたちますが、町から議会議員に対しては何の話もないようです。この件を含め、経営を管理していく立場の町としてどのような対応を図っていくお考えなのかをお伺いします。

以上、一般質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目のデジタルトランスフォーメーションの推進でございますが、国ではデジタル活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すべきデジタル社会のビジョンとして示しており、住民に身近な行政を担う町村の役割は重要であると思っております。町としましても、住民サービスの向上と職員負担の軽減を図る観点から、DXの推進は必要不可欠であると考えております。しかし、おただしのとおりシステム化は莫大な経費がかかるものと推測されますので、今後国や県の財政支援等も勘案して進めてまいりたいと考えております。また、行政手続のオンライン化が進めば、職員の負担軽減など業務効率化が見込まれておりますが、高齢化が進む本町にとって一方的にデジタル化を進めることは、サービス格差を生じさせることも考えられますので、住民サービスの観点から導入に当たっては慎重に進めなければならない点もあろうかと思えます。それらを一つ一つ着実に完結していくためにも、役場組織内の横のつながりを強化し、計画策定に向け検討してまいりたいと考えております。なお、取組につきましては先日県DX推進基本方針が示されましたので、これを受け、徐々にであります。取組を進めております。今回の定例会におきましてもDX推進の取組の一環といたしまして、県のICT推進市町村支援事業補助金を活用したウェブ会議システム導入の予算を計上しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の指定管理会社の経営管理でございますが、現在道の駅しもごうの経営改革を進める組織として取締役会の中にタスクフォース委員会、令和2年7月設立のほか、以前の議会の中でもご質問、ご提案ありましたが、広く町民の皆様の意見を反映した道の駅しもごうの改革を進めるべく、今年度道の駅サポーター制度を本年6月に設置し、幅広いご意見、ご提案をいただいているところでございます。サポーターのご提言や協議内容としましては、道の駅しもごうの活性化を図るため、インフォメーションエリア、情報コーナーの改革、観光案内パンフレットの充実、PR、農産物直送の

継続的な実施、道の駅しもごう周辺の景観維持向上、案内看板の設置、レストランメニューの見直し、観光案内モニターの設置など、様々な提言などがございます。その内容については、現場で改善できるもの、予算が伴い検討を要するものもございますが、現在道の駅しもごうからの景観向上のための雑木等について、地権者の皆さんのご理解をいただき、伐採を行っているところでございます。また、継続事業として取り組んでおります農の贈り物事業についても、町の農産物のPR、新規販路の開拓などにつながり好評を得ており、サポーターの皆さんからも引き続き実施するよう要望があったところであります。いずれにしましても、コロナ禍の中で苦しい経営が続いている中では、経営改善は厳しいものがありますが、一步一步進めていかなければならないと思っております。経営管理という意味では、取締役会がございまして、町や関係者の皆様などからのご意見に真摯に対応し、今後とも経営改革を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。ご意見、ご質問の内容を謙虚に受け止め、町づくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 再質問させていただきます。

経費はすごくかかると思いますが、政府は予算を確保して自治体に配る計画であると思うので、そこは問題にはならないと思います。オンライン手続などが高齢化社会なので難しいとありましたが、それも迅速な対応を取り、今から対応していけば、政府ではデジタルディバイド対策として、地域おこし協力隊や携帯ショップなどのデジタル活用支援員によって、オンラインによる行政手続、サービスの利用、活用方法の助言や相談等を実施するとしております。こちらなどを進めていけば、本町のデジタルリテラシーも上がり、移住促進計画にもつながると考えます。そして、今回の議案で出ているウェブ会議システムは、これ順番的に必要なのかなと考えます。もっと必要性の高いもの、マイナンバーカードの促進や、もっと考えれば違うことに充てたほうがよいと思えました。これで1番の質問を終わります。

2番の指定管理会社の経営管理についてですが、取締役会のタスクフォース委員会ですか、こちらに小売や観光のスペシャリストはいるのかいないのかお伺いしたいです。いなければすごく意味のない委員会になってしまうと感じます。このコロナ禍では厳しい結果にしかならないとは思いますが、現在運営をされている方自体がプロでなければ、コロナ禍であっても、コロナ禍ではなくても、同じ結果になってしまうと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1番、星和志議員の再質問にお答えしたいと思います。このデジタルトランスフォーメーションの国の補助があるから、補助事業は大丈夫だという再質問ですが、これはもっともな話で、聞きますとそれでは裏づけ財源はどうするの

だということになりますから、それは補助事業であっても推進することは慎重にしていかなないと、大きな予算になりますので、そこはご承知していただきたい。なお、その補助の内容については担当課長もご承知かと思っておりますので、その辺は説明していただきますが、そういう補助事業がある制度について利用する場合は裏づけ財源が必要だと、予算には丸々100%国から来るという事業は、今のところはあり得ないのです。ですから、その辺をちゃんと考えていただきたいと、こう思います。

それから、オンラインシステム、ウェブ会議の事業費、これは国が進めている事業だ、県が進めている事業だから町も取り入れて、タブレットの小さいものではなくて、やっぱり皆さんが利用できるように、大きな部屋で使えるようなウェブ会議に必要なものになりますから、十分に活用していただければいいと思います。これを徐々に公共施設につけるようになれば、集まらなくてもウェブ会議によってできるということをこれからは進めなければならないと。

それから、マイナンバーカードの取得率は36%になっていますので、その辺は徐々に進めるようにいろいろな角度から広報、あるいは町民につくっていただくよう促していかなければならないと思っておりますから、その辺はご理解いただければと思います。

それから、2番目の指定管理の関係でございますが、タスクフォースにスペシャリストがいるのかいないのかと。しかし、このスペシャリストというのはどういう人なのかということになると、その基準は私はちょっと勉強不足であるかもしれないけれども、スペシャリストというのはどういうことをする人がスペシャリストになるのか。大学の教授なのか、企業として立派に社長を務めている人なのか、一般の方なのか、いろいろあると思っておりますから、その辺の判断はこれからはしなくてはなりませんけれども、いずれにしても募集をして一般の方にも入ってもらっているし、あらゆる人生の経験者も入っていただいていることですから、意味がない会議にはならないと私は思います。私も商売人の長男坊として生まれましたけれども、商売の苦しさは十分承知しております。ですから、その辺を今後株式会社やら公社やらの運営には私の意見を取り入れ、私が社長であったり、理事長でありますから、その辺は十分に考えながらやっていくということは基本に置きたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいまの1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

私のほうからデジタル化、DXの方針についてちょっと説明させていただきたいと思っております。議員のほうからもおたがしがありましたが、福島県のデジタル改革、いわゆるDXの推進方針というのがこの9月に県から示されまして、市町村には11月になって、コロナ明けなのですが、説明があつたばかりでございます。この中で言いますと、今後行政手続のデジタル化、いわゆるDX化、オンライン化でもいいですが、これはいずれにしてももうそういう形で進みますというような内容でございます。このデジタル推進基本計画というものを今県で示したばかりですが、ちなみに町として単独で計画はつく

る必要はないですよというふうにいただいております。今後、4年度に当たりましては、デジタル化を推進するに当たりましては、国全体のフォーマット、いわゆる標準仕様と言ったほうが分かりやすいと思うのですが、各市町村で別々のシステムを持っていますので、統合できるような形になるかと思いますが、こういうものが4年度内に国のほうから示されるのかなというふうに考えております。それ以降、まず県内のセキュリティー、もしくは県外にも出ていきますので、いわゆるセキュリティークラウドの強化といえますか、こういう部分の話が出てきます。また、国のほうの今標準仕様におきまして、自治体のDX計画の趣旨ということで、今後国の方向性といたしましては、おおむね令和7年ぐらいまでに、子育て関係、介護関係の26手続についてはオンライン化していこうというような形になっております。これは、あくまで今の指針でございますので、そのような内容になっています。簡単に言いますと、児童手当であったり、保育施設の入所の申込みであったり、要介護、要支援関係の認定の申請関係であったり、これいよいよフォーマットを統合しなくてははいけません。こういうシステムを随時入れ替えていくとなると、当然今言っていたように予算の裏づけがあって、確保があって、そのシステムを統合していくというような形になってきますので、今後そういう予算の部分がどんどん出てくるなというふうには感じております。ここは、情報を今後的確に判断しながら予算化していくというような中身になります。

あともう一点、最後にいわゆるマイナンバーカード、ご承知のように今大体3割程度しかまだまだ町内は普及しておりませんが、政府の今のコロナ関係も含めたデジタル化の推進の強力な後押しがありまして、今急激に増えております。でも、まだ3分の1ということで、マイナンバーカードがありませんと、自分の鍵を持って、自分のマイナポータルというのですが、情報が一元化されているところにアクセスして、そこを開いて情報を統合していくというような状況になっています。これを情報が統合されることによって、今言った児童手当なり保育料なり介護施設なりのいわゆる税関係の情報から全て統合することによって一元化ができるというようなデジタル化というのを今目先としては考えておりますので、最終的には国のほうでは自動車税の申請関係というふうにもなってきたりしておりますが、そういう方向で今進んでいるということですので、ご理解いただければなというふうに考えております。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 国のほうで進めているからいいのではなくて、高齢者が多いこの地域だからこそ迅速に対応して、高齢者の利用格差が起きないように今から、来年度からでも進めていかななくてははいけないのではないのでしょうか。

予算の裏づけ、役場の方たちは事務処理のスペシャリストなので、これは任せていきますけれども、デジタルの関連に関してはまだ始まったばかりなので、デジタル化の創設や人材育成や人材の確保などを進めていかなければならないと思います。

そして、2番目の指定管理会社についてですが、スペシャリストとは何かって、結果

を残した人です。そういった人たちでないと、会社というのはいつ何が起こるか分からない。町長は、事務処理のスペシャリストだったわけで、運営に関してはど素人だと思います。なので、そこで判断しても話は意味がなくなってしまうと思います。

そして、今後指定管理の会社を続けていくに当たって、ノルマ制や年々減額していくなど、経営者というか、管理している人らのけつをたたいて運営していかなければ、血税の乱用になってしまうと思います。そして、売上げが上がっていけば、町長のいつも言う雇用の創出が可能になると思います。こちらも本当そのスペシャリスト、指定管理のコンサル会社などもあるわけなので、そういう外部専門機関を入れて今後運営に当たってほしいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員の再々質問にお答えしますが、デジタル化、DX化を高齢者のために来年度から進めなければならない、補助については役場職員はスペシャリストだからできるでしょう。それは、確かに言われるとおりですが、問題は裏づけ予算なのです。国から来る補助金というのは決まった率しか来ない。ですから、町の財政事情をよく考えながら、今担当課長が進めている範囲内のことをやっていくことが今やるべきものであると。それから、マイナンバーカードを町民全部が取得するということから始まらないと、この事業は取り入れても、なかなか進んでいかないというのが現実になってくるのではないかと思いますので、その辺はよくご理解いただければと。デジタル化による人材確保も当然だと思います。そうしたことも十分に考えながら進めることも必要だと。

それから、2番目の管理運営についてですが、ノルマ制、運営の方法、売上げの向上、それは当然だと思います、経営している側にすれば。そして、そのスペシャリストを外部管理者から選んでというようなことの質問でございますが、タスクフォースの会議でもいろいろな方から、分野からそれなりの人物というか、人を選出しておりますので、そのスペシャリストになるとは思っていますが、再質問の中身ではそのようなことを話しましたけれども、そういう方を選考している、選んでいるということをご承知願いたいと思います。いずれにしてもコロナ禍の中で売上げの減少は続いておりますけれども、コロナ対策、感染対策を進めて、早く正常に戻っていただくことがこれからのあらゆる公社、株式会社、それから個人の小売業、そういう人たちにとって必要ではないかと、これがまず第一条件になろうかと思いますので、それに力を入れていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 1番、答弁漏れはございませんか。

○1番（星和志君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日12月16日を議案思考のため休会にしたいと思います。この件につきましては、去る12月8日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 休会の件

○議長（小玉智和君） これから追加日程第1、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日12月16日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12月16日は休会とすることに決定いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は12月17日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

お疲れさまでございます。（午後 3時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和3年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和3年12月10日			
本会議の会期	令和3年12月10日から12月17日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和3年12月17日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和3年12月17日	午前11時45分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 大竹浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和3年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和3年12月17日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて
（専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 2 議案第53号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第56号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第 6 議案第57号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第58号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第 1 町長提案理由の説明
- 追加日程第 2 議案第59号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）
- 散 会
- 閉 会

(会議の経過)

○議長(小玉智和君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第3号))

○議長(小玉智和君) 日程第1、議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第3号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第3号))でございますが、2ページをお開きいただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,254万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億4,965万2,000円とするものであります。

国では、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から、18歳以下の子供を対象とした10万円相当の給付を行うこととしております。本補正につきましては、子供1人当たり5万円の現金給付、子育て世帯への臨時特別給付金であります。年内の支給開始を目指し、その所要額を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年11月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

9ページをお開きいただきまして、初めに歳出でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。1節の報酬から12節の委託料までは事業に係る事務費でございます。事務費総額で154万9,000円を計上し、歳入では、8ページにお戻りをいただきまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業事務費補助金を歳出同額の154万9,000円、財源措置しております。

9ページにお戻りをいただきまして、18節の負担金、補助及び交付金では、子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、支給対象者を620人と見込み、1人につき5万円、総額で3,100万円を計上し、8ページにお戻りをいただきまして、子育て世帯への臨時特

別給付金事業費補助金を歳出同額の3,100万円、財源措置しております。

以上、ご説明を申し上げます。

なお、お配りをしております議案第52号資料に沿って所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案の関係についてご説明を申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金の概要について、お手元のA4判、縦の議案第52号資料を御覧いただきたいと思っております。子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から、子育て世帯への臨時特別給付金の事業実施について、11月26日付で国の内閣府通知が発出されました。その内容は、児童を養育している主たる生計維持者の所得が児童手当の所得制限限度額以上の特例給付の世帯を除き、児童手当法の法律で規定した本則給付相当のゼロ歳から18歳までの子供たちに、1人当たり10万円相当の給付を行うこととされております。そのうち子供1人当たりの5万円の現金給付については、緊急的な支援として国の新型コロナウイルス感染症対策予備費を財政措置し、児童手当の仕組みを活用することで、申請不要により年内の先行支給を開始することとされております。また、高校生等や公務員分の児童手当支給対象児童や新生児においては、給付における申請書が必要なことから、12月下旬から1月上旬頃に申請書を送し、その後に申請書を提出していただき、順次給付金を支給する見込みであります。

さらに、追加の5万円相当の給付につきましては、当初来年春の卒業、入学、進学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、地域の実情に応じて令和4年6月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限りという条件つきで、現金給付も可能とすることとされておりました。しかしながら、12月13日の衆議院予算委員会において、政府は自治体が一括給付を選ぶに当たって条件はつけないとして、年内の現金一括給付の容認へ方針が転換されました。そして、15日には内閣府から子育て世帯へのクーポンを基本とした給付についての政府指針の通知が発出され、10万円相当の給付に関して現金5万円と5万円相当のクーポンを給付する方式を基本としながら、現金10万円の一括給付と、現金5万円を先行を給付し追加で5万円を給付する組合せの3方式の選択肢を明記し、その選択においては条件をつけず、地域の実情に応じて自治体の判断により可能としております。

それでは、お手元の資料でございますが、国の方針が転換される前に作成した専決分の先行給付の5万円給付の内容となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

議案第52号資料、子育て世帯への臨時特別給付金概要としまして、まず1の目的ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が大きい子育て世帯につい

て、国の施策により給付金を支給するものでございます。

2の対象者としましては、高校生からゼロ歳児までの対象年齢の生年月日として、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童となります。また、米印としましては、児童手当の所得制限の限度額未滿となります市町村が支給する児童手当法上に規定した本則給付受給者と、中学生以下の児童手当受給者以外の高校生や公務員が養育する児童に対しても、本則給付同様にそれに準じて所得制限の限度額未滿を本給付金の対象者とする内容でございます。

続きまして、3の高校生以下の対象児童数ですが、11月末時点において620人を見込んでおり、支給する保護者、また養育者の受給者数につきましては380人を見込んでおります。

4の支給金額でございますが、先行給付分の対象児童1人につき現金5万円となります。

5の今後の予定でございますが、専決の先行給付を想定し作成した資料でございます。このたび国の方針が転換された影響により、一部のスケジュールが変更となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

①の令和3年9月分の児童手当支給対象児童については、児童手当支給の実績がありますので、申請不要として、12月24日に児童手当届出口座に給付金を支給する見込みであります。

②の令和3年9月30日時点での高校生等、公務員分の児童手当支給対象児童につきましては、準備が整い次第、12月下旬から1月上旬に対象受給者に申請書を発送します。その後に対象受給者から申請書を提出していただき、順次給付金を支給する見込みであります。

③の令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童、新生児については、出生届出後に対象受給者に順次申請書を発送します。対象受給者から申請書を提出していただき、順次給付金を支給する見込みであります。

以上が国施策となります子育て世帯への臨時特別給付金の概要となります。専決予算につきましては、国の方針により速やかに5万円の現金を年内に支給開始するための臨時特別給付金事業業務に係る委託料、会計年度任用職員の3か月分の報酬、共済費等の人件費、消耗品費、郵送料、口座振替手数料などの事務費154万9,000円、子育て世帯への臨時特別給付金本体の補助金3,100万円について、国の10割補助となりますが、その所要額を専決処分させていただきましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、18歳以下の10万円給付につきましては、国会の連日の報道等で皆様ご存じだと思いますが、12月15日に給付に関する政府指針が示されましたので、政府の考え方に沿った形で対応を考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、ご説明させていただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1点だけお伺いいたします。

政府のほうがかなりころころ施策が変わっているようです。ただ、あの時点で所得制限960万円というのがある、たしかその後撤廃されたかと思うのですが、この時点ではやはり960万円の所得制限というのはあったのかどうか。実際下郷町にそういう方って何人ぐらいいらっしゃるのか、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

この資料を作成した時点、また現在においても、国においては所得制限以上の、限度額以上の特例給付につきましては補助の対象外としております。また、当町におきましてその特例給付の受給者数でございますが、7人、子供につきましては10人という内容となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。いいですか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、山名田久美子君の質問を終わります。

そのほかございますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 1つ質問したいと思います。

今回、今までだと総務課長さんで終わっていた説明が、補助資料頂いて非常に分かりやすいもので、大変ありがとうございます。今の資料の中での対象者、2番のところの項目ですけれども、平成15年4月2日からという、この区切り、これ年度でいうと、私も教育に携わっていたときに、いわゆる1日生まれは早生まれって、こういう形になるわけですけれども、この15年4月2日からという、31日は年度でいくと分かりますけれども、この辺もし今資料あるのなら、分かりやすくというか、もう一度説明いただければというふうに思います。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 6番、玉川議員のご質問にお答えいたします。

資料2番の対象者、平成15年4月2日からとございます。ここで国が示しています高校生相当でございますが、こちらにつきましては年齢を高校生1年から3年までといたしまして、平成15年4月2日から平成18年4月1日ということで、学年でのくくりでこのような形で国から示されております。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 6番、再質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君の質問は終わります。

続きまして、ほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第8号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第3号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第53号 教育委員会委員の任命について

○議長(小玉智和君) 日程第2、議案第53号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第53号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。併せて新旧対照表の1ページを御覧ください。今回の条例改正につきましては、被保険者が出産した際には条例に定めるところにより出産育児一時金が支給されますが、令和4年1月1日施行の健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことによりまして、出産一時金及び家族出産育児一時金支給額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げる内容となりまして、同様に条例を改正するものであります。これにつきましては、去る12月2日開催の第3回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして承認をいただいております。

以上、下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について説明させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産

税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について議案の説明を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者(荒井康貴君) おはようございます。

それでは、議案書13ページを御覧ください。議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。今回の改正は、東日本大震災復興特別区域法の一部改正により、復興特区における課税特例の対象区域がこれまでの福島県内全59市町村から沿岸部の15市町村に重点化されたことに伴い、改正するものでございます。この改正により、下郷町は対象区域外となりましたので、本条例による新規の課税免除は対象外となります。しかし、既に課税免除に現在該当されている事業者に対して、附則で経過措置を定めるものでございます。なお、下郷町では3社が該当しております。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げますので、2ページを御覧ください。まず、条例の題名ですが、先ほど申し上げましたとおり、課税特例の対象地域が沿岸部の15市町村に重点化されたことに伴い、区域の名称を復興産業集積区域から、今度は特定が入りまして、特定復興産業集積区域に改正するものでございます。

次に、第1条、趣旨ですが、こちらにつきましても重点化されたことに伴い、法令が変わりましたので、参照先の法令を改正するものでございます。

次に、第2条、課税免除については、対象区域、先ほど来申し上げましたが、特定復興産業集積区域として期間を令和6年3月31日までとする改正でございます。

次の3条、適用については、2ページから3ページになりますけれども、課税免除の適用について課税免除のほかの条例と重複する場合、いずれか1つを選択するという内容でございます。

続きまして、議案書14ページにお戻りください。すみません。下段の附則でございます。まず、施行期日につきましては公布の日から施行となります。

次に、経過措置でございますが、冒頭で申し上げました下郷町、本町において既に課税免除に該当している事業者が3社ございます。こちらの経過措置でございます。まず、経過措置の2でございますけれども、現在継続中の課税免除されている事業者3社は従前の例により今後も継続されるという内容でございます。次に、経過措置の3、長々と16ページまで書いてあるのですが、要約しますと、その本町における3社がやむを得ない事情、現在コロナウイルスの関係で試算の遅れ等があった場合にのみ今回改正した沿岸部の適用を受けるというような適用でございます。

以上、改正内容についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ちょっと質問したいのですが、今回この条例で対象になっておりました3社、その中で、企業名出すのはちょっとどうなのか分かりませんが、今回も一般質問で出ていました音金地区の香精、多分これもこの法の審査受けて工場造成やったと思うのですが、今回要するに撤退するというので、これの適用除外に多分なると思うのですが、その今までその適用除外になった分に対する今後、要するに課税対象物件があった場合には固定資産税とか、これから課税されると思うのですけれども、そういう場合の特例措置が該当するかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

まず、固定資産税の原則でございますが、1月1日現在で所有している方に課税になります。特例を受けての課税免除というものは課税があつての話ですので、今ほどのご質問の香精さんの件につきましては、県のほうに確認は必要なのですが、基本的に例えば来年というか、令和4年1月1日現在の所有者が香精であつて、課税にはなりません、所有者がそうであれば。建物があり、償却資産がある場合は当然課税になります。今後の動きとして、もし撤退されて、例えば例を出しますと、建物がなくなったり、償却資産を本社に移したりという、1月現在存在しなければ課税にもなりませんので、その辺を踏まえて、もしその動きがなければ課税にはなりませんし、あつた場合は課税になった上で課税免除を、その事業の用に供するかどうかという判断になると思いますので、そちらに関しては今後の事業のやり方ですか、そちらの判断が必要になってくると思うので、現時点ではそういう考えでおります。よろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。

ただいまのご答弁で大体の件は分かったのですが、撤退するという事は要するに今までの営業利益とかそういうものでかなり厳しい状況になっているということで、該当する企業に不利にならないような行政指導、いかにして来年以降の課税措置を減免できるとか、そういったこともやはりやさしい行政といいますか、町長がおっしゃるよりそう行政からすればそういうことも必要かと思うのですが、法的に要するに償却資産税があつて、その制度上は当然課税しなければならないのですが、そういうもろもろの状況を考えたときにその企業が不利にならないような行政指導をしていくべきだと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（小玉智和君） それでは、税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） 今議員おただしの件につきまして、私も勉強不足で、ほかにそういった事情を抱えた特例があるかないかが、ただいま、現在、すみません、手持ちの資料でございませぬので、そういった寄り添う行政という意味で、あるかどうかは今後、状況にもよりますけれども、いろいろ探しながら検討していきたいと思

います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、それでいいですね。

○7番（佐藤盛雄君） はい、了解しました。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第56号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、荒井康貴君。

○税務課長兼会計管理者（荒井康貴君） それでは、議案書17ページを御覧ください。議案第56号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定についてをご説明申し上げます。

内容につきましては、議案書18ページからになります。よろしくお願ひいたします。今回の制定は、第1条、趣旨になりますけれども、福島復興再生特別措置法の規定により、農林水産業や観光業等で根強く残る風評被害に対応する活動の振興を図るため、福島県が作成し、国に提出した提出特定事業活動振興計画に基づき、特定事業活動を実施する事業者、こちらの事業者というのは今回は福島県内全域でございますけれども、対して固定資産税の課税免除の措置を講ずるため制定する条例でございます。

次に、第2条、課税免除でございますけれども、県が国に特定事業活動振興計画を提出した日、こちらが令和3年4月20日になりますけれども、から令和8年3月31日まで

の間に特定事業活動施設等を新設した者に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を課することとなった年度から5か年度分、5年間に限り固定資産税を免除するものでございます。

次に、3条の適用ですが、課税免除の適用、先ほども申し上げましたが、ほかの固定資産税の課税免除に関する条例と重複する場合はいずれかを選択する内容でございます。

次に、第4条の課税免除の申請でございますけれども、こちらは課税免除を受けようとする納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに課税免除の申請書を町長に提出する内容でございます。

次に、議案書19ページ、附則になります。施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

経過措置につきましては、先ほど申しました県が国に計画を提出した令和3年4月20日以降、施行日前日までの間に町内において特定事業活動施設等を新設した者についても適用するという内容でございます。

以上、内容につきましてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第58号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（小玉智和君） この際、日程第6、議案第57号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第4号）、日程第7、議案第58号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

議案第57号につきましては総務課長、室井哲君、議案第58号につきましては町民課長、只浦孝行君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の20ページでございます。議案第57号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,752万1,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。26ページをお開きいただきまして、13款使用料及び手数料でございますが、農林水産業費使用料では、クラインガルテンであります。当初の見込みを上回るご利用をいただきましたことから、ラウベ使用料を172万5,000円増額するものであります。

14款国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では、事業費の補正に伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金を335万7,000円増額し、衛生費国庫負担金では、3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を723万2,000円計上しております。民生費国庫補助金では、児童手当システムの改修に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金を154万円計上し、衛生費国庫補助金では、健康管理システムの改修に伴い、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金を80万6,000円計上しております。

総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,010万8,000円計上するもので、これにより既決予算と合わせ、本年度の配分額1億664万8,000円を措置することとなっております。

15款県支出金でございますが、民生費県負担金では、国庫負担金と同様に障害者自立支援給付費県負担金を167万8,000円増額し、27ページとなりますが、総務費県補助金では、事業費の確定により市町村バス運行費県補助金を87万7,000円増額し、これに伴い、18款繰入金、過疎対策基金繰入金につきましても整理をし、繰入額を420万円減額しております。

お戻りをいただきまして、同じく総務費県補助金では、ICT推進市町村支援事業補助金を136万7,000円計上しております。このICT推進市町村支援事業補助金につきましては、先端的な情報通信技術を活用した住民サービスの向上や市町村の業務効率化等を支援するもので、本事業を活用し、ウェブ会議システムの導入を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

17款寄附金でございますが、一般寄附金につきましては株式会社TKC様より、ふるさと応援寄附金につきましては企業版ふるさと応援寄附金として八ッ橋設備株式会社様よりそれぞれご厚意をいただいたものであります。

20款諸収入でございますが、雑入では、交付決定に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金を87万9,000円計上し、なおこの交付金につきましては保健事業に充当することとしております。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。28ページをお開きいただきまして、1款議会費でございますが、中央要望、行政視察等の中止に伴い、旅費、需用費、

合わせて205万9,000円を減額するものであります。

2款総務費でございますが、1項総務管理費、8目交通対策費では、歳入でご説明申し上げましたとおり、事業費の確定により、地方路線バス運行委託料を329万1,000円減額するものであります。

10目諸費では、次期福島県自治体情報セキュリティークラウドへの移行に伴い、本庁機器のシステム設定手数料148万5,000円を計上し、また歳入でご説明申し上げましたウェブ会議システムの導入に要する経費、電算機器保守料27万5,000円、備品購入費246万円、合わせて273万5,000円を計上しております。

6項監査委員費、1目監査委員費では、行政視察等の中止に伴い、研修旅費を33万8,000円減額するものであります。

3款民生費でございますが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、視察研修の中止に伴い、町民生委員協議会補助金を60万円減額し、29ページとなりますが、2目国民年金費では、国民年金法施行規則改正に伴い、システム改修委託料を33万円増額するものであります。

3目老人福祉費では、事業完了に伴い、敬老祝金を12万円減額し、7目障害者等サービス費では、歳入でご説明申し上げましたとおり、今後の所要額を精査し、障害者自立支援給付費を671万4,000円増額するものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、事業完了に伴い、入学祝金を15万円減額し、2目児童措置費では、歳入でご説明申し上げました児童手当の制度改正に伴い、システム改修委託料154万円を計上しております。

4款衛生費でございますが、1項保健衛生費、2目予防費では、3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種委託料を歳入と同額の723万2,000円計上し、3目保健事業費では、歳入でご説明申し上げました健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係るシステム改修委託料187万円を計上しております。

30ページをお開きいただきまして、6款農林水産業費でございますが、1項農業費、3目農業振興費では、既決事業であります新しい農の販路開拓支援事業であります。年末年始に向け事業費56万円を追加し、本町農産物等のさらなる販路拡大を目指してまいりたいと考えております。同じく農業振興費では、稲作農家経営持続化支援金1,701万5,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要の減少等を背景とした令和3年産米の価格の下落に関し、稲作農家の生産意欲の減退を抑制し、今後も農業経営の維持、継続に意欲的に取り組む農業者等を支援するものであります。本年度営農計画書の作付面積から自家消費等の未販売分として10アールを除いた面積に応じ、10アール当たり5,000円の支援を行うため、所要の経費を計上しましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、お配りをしております議案第57号資料につきましては、後ほど所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

7目市民農園費につきましては、クラインガルテンであります。事業完了により、工事請負費、備品購入費合わせて57万3,000円を減額するものであります。

7款商工費でございますが、1項商工費、1目商工振興費では、新型コロナ感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金を630万円計上しております。これは、既決事業であります第一弾、第二弾に加え、第三弾分を追加発行することにより、地域経済の循環を促してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2目観光費では、事業完了により、工事請負費を65万2,000円減額するものであります。

10款教育費でございますが、2項小学校費、2目教育振興費では、事業の中止等により、夏休み子供体験ツアー事業委託料、町小学校体育連絡会補助金、教科発表出場助成金、合わせて75万2,000円を減額するものであります。

31ページとなります。4項社会教育費、1目社会教育総務費では、社会教育委員研究集会の中止に伴い、研修旅費を11万1,000円減額し、また文化祭の規模縮小に伴い、文化祭実行委員会補助金を35万6,000円減額するものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、スポーツ推進委員の視察研修中止に伴い、研修旅費を35万7,000円減額するものであります。

14款予備費につきましては、本補正に伴い、収支の調整を図るものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） それでは、私のほうから下郷町稲作農家経営持続化支援金につきましてご説明させていただきます。

別紙横長になっております緑色のカラー版の資料を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の落ち込み等により、令和3年度産米のJA概算金が大きく下落いたしました。米は、土地利用型作物であることから、もし離農等により水稻の作付が減少すれば遊休農地の増加にも直結します。このような内容を踏まえ、令和4年度以降も稲作経営者が継続できるよう、町が独自に交付する支援金でございます。

内容について説明いたします。まず、支給対象者なのですが、令和4年度以降も稲作を行い、同等規模以上で農業経営を継続する意欲のある町内農業者となっております。この中には、町内の農業法人、集落営農組織等も含まれております。ただし、町税等の滞納者は除く予定でございます。

交付単価につきましては、1反歩10アール当たり5,000円でございます。この5,000円の積算根拠につきましては、次年度の次期作支援という内容でございますので、次年度にかかります種苗代、肥料代の1反歩当たりの平均単価1万5,589円という統計データが出ておりますので、こちらの3分の1という解釈で5,000円という単価を定めさせていただきました。

続いて、交付対象面積につきましては、今年度、令和3年度の作付面積で、算出方法につきましては、交付対象面積から自家消費相当分の10アールを引いたものに交付単価を掛けて算出します。

概要につきましては以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、議案第58号の件。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書の32ページをお開きください。議案第58号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万4,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ8,585万9,000円とするものでございます。

38ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。5款諸収入、4項雑入、2目雑入、1節雑入につきましては20万4,000円の増額計上となっております。これは、今年度初めてでございますが、県の後期高齢者医療広域連合からインセンティブ交付金としまして、保健事業の充実と保険料徴収向上対策分として交付される金額でございます。先ほどの議案書の27ページでございますが、一般会計の20款諸収入、4項雑入、6目雑入、1節雑入87万9,000円と合わせて交付されるものとなっております。先ほどの87万9,000円につきましては保健事業の分、こちら20万4,000円につきましては徴収向上対策分の交付金となりますので、合わせて108万3,000円の交付金となります。

続きまして、議案書39ページになりますが、3、歳出におきましては、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費につきましては、財源内訳の補正となりますので、一般財源と特定財源の補正となります。

その下になりますが、4款予備費、1項予備費、1目予備費、29節予備費としまして同額の20万4,000円を計上しております。

以上、令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから議案第57号及び第58号の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 何点か質問させていただきます。

議案書30ページ、プレミアム商品券発行補助金についてなのですが、今回第三弾、追加発行するということですが、第一弾、第二弾とやったときの実績等々をちょっとお聞かせください。

それと、議案に大分出てくるのですが、システム改修委託料なのですが、年間契約されていると思うのですが、毎回毎回このシステム改修委託料出てくるのはどういう理由なのか、ご説明願いたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のプレミアム商品券関係のご質問でございますが、今年度既にご指摘のとおり2回ほど販売しております。まず、第一弾ということで、4月4日の日に販売しております。販売額が3,000万円にプレミアム分600万円を上乗せしまして、1回目

3,600万円、こちらは即日完売しております。第二弾ですが、7月の11日、こちらが販売額が2,500万円、プラスプレミアム分を500万円上乗せしまして3,000万円販売しております。こちらにつきましては、こちらも即日完売なのですが、午前中の段階で完売したというふうな内容でございます。合わせますと、販売額5,500万円にプレミアム分の20%の1,100万円を上乗せいたしまして、6,600万円の販売を既に完了しているというような状況になっております。現在までの換金の状況につきましては、若干ちょっと日にちが過ぎますが、12月の13日現在ということで、商工会からの実績ちょっといただいておまして、換金率が90.29%、金額にいたしまして5,959万1,874円というような数字いただいておまして、今後12月の需要期を迎えまして、換金率も100%に近づいてくるというような状況の報告をいただいているところでございます。プレミアム商品券につきましては、以上の状況となっております。お願いいたします。

システム改修のご質問が2点目ございました。それぞれの事業課でシステム改修ということが上げられておりますが、こちらにつきましては法改正が毎年いろんな形で出てまいりますので、それに準じた、合わせた形での改修となっている状況でございます。また、補助事業も含めましてそのような中身になってございます。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

○2番（小椋淑孝君） プレミアム商品券についてなのですが、下郷町ですと1人10万円まで買える。これについて即日完売、午前中のうちに完売したと課長のほうから説明ありましたが、やはり買いたい人はいっぱいいるわけです。そうなった場合に、10万円という大きい金額ですと、余裕がある人は買えます。余裕がない高齢者の方々ですと、一遍に10万円は買えない。ですから、最高金額、隣の南会津町さんでは1人3万円という金額が決めてあります。そうしますと、下郷町でもやはり町民全体に行き渡る。公平に買っていただける。そうなった場合に上限金額を下げるべきではないのかなど。その辺のくくりはどういうふうにして決めたのか。また、今回これ出すときにそういうことをしていくかどうか、そういう考えはないのかお伺いします。

システムのほうは、制度改正、国のほうの関係もあるので、しょうがないと思うのですが、年間契約している以上、何かしら少し金額が下げられるのではないかなどというふうに思っていて、質問させていただきました。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

プレミアム商品券、もう始まりまして数年がたっておりますが、今まで10万円という形でこれまで進んでおまして、今年も10万円という形で販売させていただきました。まず、今商工会の内部で検討している案をいただいておりますが、3回目につきましては購入の限度額を1名様5万円までという形にして販売したいというような内容でございます。また、1回目、2回目お買い求めできなかった方もいらっしゃいますので、こちらについては対応ということで、販売につきましては先行販売を実施するなどしまし

て、今まで買えなかった人に対しましてはそういう形で対応したいというような内容の今案をいただいておりますので、そういう形で今回進めさせていただきたいなと思います。

あと限度額という形でお話いただきましたが、実際は10万円が限度になっておりまして、販売の状況見ていると、高齢者の方は5万円という方もいらっしゃいますし、当然3万円という方もいらっしゃるようでございます。1回の購入に係る金額ということで10万円というベースで今までずっとやってきましたが、あくまでこれは買う側の、今おっしゃった余裕があるか、余裕がないかという、ちょっと言い方はあれとしましても、そういう実情はあるのは確かだと思います。金額の融通がつかない方は安い金額でお買い求めできますし、一律下げるとい形になりますと販売の中身も支障も多少は出てくるかと思っておりますので、内容につきましては、ご指摘の部分についてはご意見として受け止めさせていただいて、今後また商工会ともその辺は相談をさせていただきたいなと思いますので、何とぞご理解いただければなと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 2番、再々質問ありますか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 答弁ありがとうございます。

私が言いたいのは、やはり高齢者の方、年金暮らしですと年金受給日に入ってくるお金でそういうものを買いたい。少ない金額で買うのは、もちろん買う側なので、当然なのです。でも、その金額が2万円だったり、3万円だったり、上限金額を下げさせていただいて多くの人に買っていただくというのが大事なのではないかとすることを強く要望しますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまの件は要望ということでよろしくお願いたします。

そのほかございますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 何点かご質問させていただきます。

まず、今回寄附金として、一般寄附金でTKC様より150万円、あと企業版のふるさと応援寄附金として100万円計上されている。企業版の寄附をいただいた場合に、それぞれ企業が受ける減税等のメリット、地方税でどれだけの課税免除が受けられるのか、その辺内容的に詳しくまた教えていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、今回27ページの歳入で、県支出金で市町村バスの運行費県補助金で87万7,000円……

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、マスクを着用してください。

○7番（佐藤盛雄君） 失礼しました。

87万7,000円、県支出金として増額されておりますが、支出で28ページの総務費の交通対策費で329万1,000円減額されております。市町村路線バスの運行委託料としては、3,430万1,000円当初予算で計上されております。これだけ運行委託料が減ったということは、路線の運行利益、営業利益が上がって町負担分が減ったのか。その割には県が87万

7,000円増額している。その辺のそれぞれの運行の委託料のシステム、何かちょっと理解できないのです。バス会社が利益上げて、経常利益が増えたら委託料は減る。ところが、今回減っているのです。減っているということは利益上がっているのか。ただし、県の支出金が87万7,000円増えている。その辺の仕組みが、その整合性がちょっと理解できないので、その仕組みがどういう形でこういうふうになったのか、もう少し詳しく教えていただければと思っております。

それから、29ページの民生費の児童福祉費の中で、今回入学祝金が15万円ほど減額になっております。結果的に小学校で何人、中学校で何人ということで確定した人数を教えてくださいたいと思う。

それから、農林課長から説明ございました30ページの農業費の中の農業振興費の中で、今回稲作農家の経営持続化支援金として1,701万5,000円給付するというところでございます。その中で、この説明の中で、内容は大体理解しておりますが、ただし農業法人、それから各集落にあります集落営農、あるいは農作業受託組合等の法人に準ずる組織、これは要するに自家消費分というのは発生しないわけです。だから、そういう場合にはマイナス10アール分というのは当然該当しないと思うのです。ただ、一般農家の場合は自家消費分ということで考えられます。ただ、法人、農業組織という団体、これは自家消費が発生しないから、ストレートに作付面積に対する5,000円を給付すべきだと思いますが、それはどのようにお考えでしょうか。

それから、関連で今回米に対してこのような対策をしてもらった。農家もこういう形で12月議会で可決されれば給付されますよということで申し上げますと、農家も助かりますということで、今回の米の価格下落というのは農家はかなりのショックを受けている。それと同時に、10月以降、来春の肥料、生産資材がかなり上がっているのです。ですから、ダブルパンチ。ですから、やっぱり私は本当は1万円ぐらいやってほしいという希望を持っておりますが、大変結構な措置だと思っております。

また、米も下落しておりますけれども、ソバです。今年の6月議会でソバに対する給付もやっていただきました。ソバも相変わらず供給が上回っております。消費が減退しておりますして、ソバの価格体系も昨年よりは少し上がっておりますが、実際の相対取引関係は下落しております。ちょっとこの予算とかけ離れますが、そんなことも考えていただければと思っております。

それから、先ほどの商工会のプレミアム商品券の追加、第三弾販売、3,000万円ということで、これは商工会の役員が町に要望して、第三弾をやってくれというような動きがあつてのことです。その中で、先ほど小椋議員の質疑にありました、いろいろ問題点がございまして。町で630万円ですか、補助を出します。この中にも買う人の特定、下郷町内でなくて下郷町外からも買っているということで、町費を入れるということで、町外の人にそのプレミアム分を付与して、町民で買えなかったという人もいます。だから、果たして町外の人を買うのが適切かどうかということで、これも多分問題、話題になるかと思えます。それに対する考え、どういうふうな考えを持っておるか。

それから、12月23日に先行販売するというので、前回、1回目、2回目で買えなか

った人を対象にして、約1,000万円を限度で23日先行販売するというふうな計画を持って、それで26日が残りの2,000万円分と考えております。それで、限度額10万円ではなくて5万円というのが適切かなと思っております。それで、今回早く議決した場合には26日の商品券販売に早く着手できるような対策、これは抜かりなくやっているのかどうか、その辺質問いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の関係で、企業版ふるさと納税ということで27ページにございます。今回ご寄附いただいておりますが、内容につきましては大きく申しますと、寄附をした企業は最大で約9割の法人関係税の税の控除を受けることができます。内容的には、ちょっと今税の関係で資料手元にありませんので、後ほど詳しくお手元にお渡ししたいと思いますので、恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、あとふるさと応援寄附金につきましては、返礼品は特にございませぬ。ただし、1回当たり10万円以上の寄附が対象というふうになってございます。また、本社が所在する地方公共団体の寄附は対象外となっておりますので、町外にある会社からという形で来ます。また、基金化も可能という形で、こちらは条例等の改正が必要になっているというような状況でございます。

続いて、2点目の市町村バスの運行の関係でございます。29ページの交通対策費のところでは路線バスの運行委託料ということで329万1,000円減額させていただいております。こちらは、会津バスからの実績ということで例年いただいておりますが、会津バスの決算期というものが10月の1日から次年度の9月30日までということで、例年この時期に補正で上げさせていただいている状況になっております。まず、委託料につきましては、予算の現額が3,400万円余りでございました。今回この見込額ということで3,100万円ほどの額を見込んでおりますので、320万円ほどマイナスしたというふうになりますが、この見込額というのが今ほどおただしありました運行費用と収入額を引いた場合の欠損額を委託料という形で計上させていただいております。今回委託料が減っておりますので、昨年と比較いたしますと、運行上の経費に関しましては、内容を申しますと、運行費用が昨年より減っております。また、運行の収入につきましては昨年より増えております。こういう2つの兼ね合いがございますので、欠損額につきましては昨年より300万円ほど減っているというような状況で、このような形でまずこの委託料の部分が上がってまいります。続いて、歳入の分なのですが、この欠損額に対しまして国、県のほうから補助金をいただいているところでございます。内容につきましては、5路線の15系統ということでたくさんの系統が走っておりますが、この欠損額に対しまして15系統分のいわゆる収支率というのをはじきます。この収支率の中で2つの枠がございまして、40%を境に、路線収支率の40%より高いもの、いわゆる乗っている路線につきましては補助率

が3分の2になってございます。また、40%以下のいわゆる乗っている率が悪い路線につきましても、補助率が6分の1という形になっておりまして、昨年からの数字の動きといったところでは、昨年40%以下で6分の1の補助率のところ、今回の決算におきましては40%を超えて3分の2の補助率にいったということで、補助金の額のほうが当初予算719万1,000円に87万7,000円を足すような形で増額計上という形で見込んでおります。内容的にはちょっと分かりづらいシステムになっておりまして、乗れば乗るほど補助率は頑張ったところには高くなる、ちょっと乗れない路線につきましても逆の意味で補助率が下がっていくというような、これ県の要綱のシステムになっておりますので、ちょっとご理解いただきたいなと思います。

あと最後のほうにありました、今度私総合政策のほうで、プレミアム商品券につきましてものご質問ですが、今回600万円のプレミアム分と30万円の事務費補助ということで630万円ほど計上させていただいております。運用につきましても、商工会とも今後いろいろ検討させていただく部分もございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご質問の町外からの利用状況ということでございまして、先ほど申しました実績の中に町内の利用額と町外の利用額それぞれございまして、町外の利用につきましても合計で、延べ人数になりますが、58名ほど延べ人数としていらっしゃいます。購入金額といたしまして、1回目がプレミアム分を含めて322万8,000円、続きまして2回目の分ということで、こちらは182万4,000円、それぞれ町外の方が購入されています。内容につきましても、南会津町が多いようございまして。あと会津若松市、またその他の区域というふうになっておりまして、おおむね南会津町の方が多いのかなと思っております。この商品券の発行につきましても、当然プレミアムの補助がついておりますが、補助を入れて買っていた段階で、いわゆる電子ポイント、金額を既に入っている状態になっておりますので、理屈から言いますと、南会津また会津若松市の方が下郷町の商品をポイントとしてその段階で買っているという形になりますので、当然この期間中に買物をしていただくと町に町外のお金が入ってくるというような内容になっております。特に別にこれは若松、南会津というだけでなく、これ在郷の方も同じですが、そういう形で町内経済の活性化という意味合いもございまして、ご理解いただきたいなというふうにご覧させていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

下郷町稲作農家経営持続化支援金につきましても、2点ほど質問があったと認識しております。1点につきましても、対象者について、個人の農家を除いた団体のほう、農業法人と集落営農組織につきましても自家消費という解釈はないのではないかとご質問でございまして、そのとおり、今ご指摘あったとおり、自家消費という解釈はございませぬので、今後要綱の制定の際にその辺うまく反映させて制度づくりやしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

2点目の、今回稲作支援だったのですが、ソバの部分につきましてものお話なのですが、今年度、令和2年度分のソバの支援金を制度化して支出させていただきました。その際

もそうなのですが、今回につきましてもソバの農家さんに聞き取り等の調査を行っております。そもそもソバの流通に関しましては、各ソバ農家さんの独自の流通ルートでやられているということで、なかなか実態がつかみにくい中で、どうしても聞き取りという部分を中心になってまいります。その中で、議員のご指摘のとおり、やっぱり苦しいという農家さんも確かにいらっしゃいました。ただ、昨年と違うのは一律ではないのです。そういう農家さんもいらっしゃいましたが、大分回復したよという農家さんも実際いましたので、現時点におきましてはソバの支援につきましては慎重に対応していかなくてはならないという解釈を持っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

入学祝金ということでございます。支給の人数の実績をお知らせしたいと思います。まず、小学校であります、檜原小学校では11人、旭田小学校におきましては同じく11人、江川小におきましては8人、また下郷中学校におきましては39人となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、今のあれでいいですか。再質問。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再質問させていただきます。

商工会の要するにプレミアム分、1回目、2回目で約500万円をちょっと超えております。全体の販売額からすれば1割近い人が町外。そこには町の税金を賦課しているわけですから、確かに電子マネーで制度化しているから、それは町内でしか利用できない。これは、町内の販路の拡大につながるということで、決してそれは否定はしないのですが、ただ公金を入れているという以上、中には定期券を購入するためにこれを使っているという方もおります。ですから、町内の商工業の企業の販売促進になるのかな。その辺もやはり、私も商工会の理事をやっていますので、今後どういうふうな対策取るべきかということで理事会等で検討をお願いするかと思っております。

それから、路線バスに対しては、何かコロナ禍で乗車率も悪いし、一般の町民、あるいは観光客等減って当然なのですが、運行委託が減額になって、それと一般の乗車率が上がっているということで、何かその辺がちょっと納得できないのですが、その要因というのは何なのか。何で上がっているのか。

それから、農林課長の説明の本年3年産米の価格下落対策として、確かに今おっしゃったように農業法人と集落営農組織は10アール分の減額ないということで、これ当然で、そのように今後とも対策していただきたいと思っております。

ソバは、関連でございますが、確かに今年はばらつきがあります。多少昨年よりも回復したかなというような傾向ですが、従来の本来の体系からすればかなり、要するに標準価格よりかなり下がっているということで、今後聞き取り調査をしていただいて、ソバの作付が減らないよう、ソバの作付が減らないということは取りも直さず耕作放棄地の解消、広がらないような対策として当然必要ですので、前向きなご検討をお願い申し

上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどもちょっと申しましたが、プレミアム商品券の運用につきましては、理事もお務めになられているということでもございますので、特に商工会とも今後内容につきましては一緒に検討していきたいなと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、路線バス、こちらにつきましては、実績といたしまして今回、昨年度より実績が上がっております。上がっている一つの要因は、その前の年につきましては、これあくまで想定なのですが、4月、5月に関して学校が休業になっている部分もございます。また、当然観光期でありましたので、そういう意味で乗車の数は少なかったと思ひます。今回につきましては、その差額の意味合いでこういう形の補正になっておりますので、乗車の人数も前回よりは伸びております。そういう状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 7番、佐藤盛雄議員の再々質問にお答えいたします。

ソバの実態につきましては、引き続きこちらでも聞き取りのほうを継続しまして、方向性探ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか、7番。

○7番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、佐藤盛雄議員の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なし。

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（小玉智和君） 以上で上程されました議案は全て終了いたしました。

町長より追加議案が提出されております。皆さんのお手元に配付しております。さき
に開催されました議案運営委員会におきまして、上程されました議案審議終了後、直
ちに日程に追加し、議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町
長提案理由の説明の件、議案第59号の令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の
件を直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、町長提案理由の説明の件、議案第59号の令和3年度下郷町一般会計補正
予算（第5号）の件、直ちに日程に追加し、議題といたします。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまは、本定例会にご提案を申しあげました全議案について、議員
各位のご理解を賜り、原案のとおりご決定をいただきました。厚く御礼を申し上げます。
皆様には大変お疲れのところ、追加でご提出いたします議案第59号についてご説明を申
し上げます。

議案第59号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決予
算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億
852万1,000円とするものであります。

本案につきましては、議案第52号でご承認いただきました子育て世帯への臨時特別給
付金につきまして、政府が示した考え方を踏まえ、先行分の5万円の給付と合わせ10万
円の現金を一括給付すべく、その所要額を計上するものであります。

詳細につきましては、所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

追加日程第2 議案第59号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、議案第59号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

追加提出議案の1ページでございます。議案第59号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億852万1,000円とするものであります。

本案につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、政府から示されました給付についての考え方を踏まえ、先行分の5万円の給付と合わせ10万円の現金を一括給付すべく、その所要額を計上するものであります。

8ページをお開きいただきまして、歳出でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、支給対象者を620人と見込み、1人につき5万円、総額で3,100万円を計上し、7ページにお戻りをいただきまして、14款国庫支出金、民生費国庫補助金では、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を歳出同額の3,100万円財源措置しております。

以上ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回下郷町議会定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議大変ご苦労さまでございました。(午前11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月17日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員